

遊佐町告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、第547回遊佐町議会定例会を令和3年6月8日遊佐町役場に招集する。

令和3年5月17日

遊佐町長 時田 博機

## 第547回遊佐町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和3年6月8日（火曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

議長報告

組合議会報告

一般行政報告

教育行政報告

※特別委員会中間報告

日程第 4 報第 1号 鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会調査結果中間報告

日程第 5 報第 2号 議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会調査結果中間報告

※新規請願事件の審議について

日程第 6 請願第1号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」を求める意見書提出に関する請願

日程第 7 請願第2号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める請願

日程第 8 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	池	田	与	四	也	君
総務課長	中	川	三	彦	君	企画課長	佐	藤	光	弥	君	君
産業課長兼 農委事務局長	渡	会	和	裕	君	地域生活課長	畠	中	良	一	君	君
健康福祉課長	池	田		久	君	町民課長	後	藤	夕	貴	君	君
会計管理者	舘	内	ひろ	み	君	教 育 長	那	須	栄	一	君	君
教育委員会 農業委員会 農委課長	菅	原	三	恵	子	君	農業委員会 選挙管理委員会 委員長	佐	藤		充	君
代 理	伊	原	ひと	み	君	委 員 長	石	垣	ヒ	ロ	子	君
代表監査委員	本	間	康	弘	君							

☆

出席した事務局職員

事務局長 高橋善之 議事係長 東海林 エリ 書記 瀧口めぐみ

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第547回遊佐町議会6月定例会を開会いたします。

（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

本定例会に説明員として、町長をはじめ各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、佐藤充農業委員会会長が午前中公務のため欠席、伊原ひとみ会長代理が出席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。なお、監査委員には新たに就任いたしました本間康弘君が出席しておりますので、申し添えます。

高瀬小学校より傍聴の申請がございましたので、遊佐町議会傍聴規則第7条第4項の規定により許可したので、報告いたします。

また、高瀬小学校及び企画課より写真撮影の申請がございましたので、傍聴規則第9条の規定により許可したので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により10番、高橋冠治議員、11番、斎藤弥志夫議員を指名いたします。

日程第2、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第547回遊佐町議会定例会の運営について、去る5月27日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日6月8日から6月11日までの4日間といたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告として議長報告、組合議会報告、一般行政報告、教育行政報告を行います。次に、鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会及び議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会の調査結果中間報告を行います。続いて、新規請願2件の審議を行い、その後一般質問に入り、5人を予定しております。

第2日目の6月9日は、前日に引き続き一般質問を行い、6人を予定しております。終了次第、令和3年度各会計補正予算2件、条例案件1件、事件案件5件を一括上程し、補正予算については恒例により補正予算審査特別委員会を構成し、審査を付託いたします。

第3日目の6月10日は、終日各常任委員会を開催します。

第4日目の6月11日は、午前10時からおおむね午後3時まで補正予算審査特別委員会を行い、その後案文作成のため休憩に入ります。午後3時30分頃から本会議を開催し、請願事件2件の審査結果報告及び採決、条例案件1件の審査及び採決、補正予算の審査結果報告及び採決、事件案件5件の審査及び採決、発

議案件4件の審議及び採決を行い、終了次第、第547回定例会を閉会といたします。なお、請願事件については採択された場合、その意見書の発議のため、議事日程に発議案件を追加することといたします。

議員各位の協力をお願い申し上げます。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日6月8日より6月11日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は4日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長の報告を行います。

議長報告

#### 1. 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分をした旨、町長より報告があった。

令和3年3月31日付

・専決第4号

橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋下部工工事請負契約の一部変更に係る専決処分について

#### 2. 系統議長会について

☆山形県町村議会議長会第72回定期総会

(1) 期 日 令和3年2月18日（木）

(2) 場 所 山 形 市

(3) 案 件

① 報告第1号 議長の異動

② 報告第2号 役員を選任

③ 報告第3号 会務報告

④ 議案第1号 令和3年度事業計画並びに収入支出予算

予算総額 40,457千円

⑤ 議案第2号 令和3年度会費分賦収入方法

平等割（30％）人口割（35％）財政力割（35％）

本町負担金 2,061,200円

⑥ 議案第3号 決 議

1. 地方創生のさらなる推進

1. 分権型社会の実現と道州制導入反対

1. 町村財政の強化

1. 町村議会機能の強化及び多様な人材を確保するための環境整備

1. 農林水産商工業振興対策の強化

- 1. 地域保健医療の向上及び医療保険制度の充実強化
- 1. 少子化対策の推進及び社会福祉対策の充実強化
- 1. 高速交通網の整備促進
- 1. 過疎・豪雪地域の振興
- 1. 地方議会議員公務災害補償制度の充実
- 1. 地方議会議員の厚生年金制度への加入実現

⑦ 議案第4号 特別決議

- ・豪雪災害に関する特別決議
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する特別決議

☆山形県町村議会議長会臨時総会

(1) 期 日 令和3年6月1日(火)

(2) 場 所 川 西 町

(3) 案 件

① 報告第4号 議長の異動

② 報告第5号 役員を選任

③ 報告第6号 会務報告

④ 議案第5号 令和2年度収入支出決算

収入総額	39,850,015円
支出総額	34,462,660円
差引額	5,387,355円

⑤ 議案第6号 各地方提出議題

(荘内地方)

- ・羽越本線並びに陸羽西線の高速化等の促進について
- ・一般県道「余目・松山線」庄内橋の架け替え促進について
- ・主要地方道「庄内空港立川線」両田川橋の架け替え促進について

(村山地方)

- ・村山地方における国道・県道等道路網の整備促進について
- ・新型コロナウイルスにかかる感染拡大防止対策及び地域経済対策について

(置賜地方)

- ・置賜地域における主要道路網の整備促進について
- ・自治体病院を中核とした地域医療の再生と充実に向けた支援について

(最上地方)

- ・高速道路網の整備促進について
- ・国道の整備促進について

⑥ 選任第1号 役員選任

⑦ 承認第1号 会長・副会長選任

⑧ 選任第2号 監事選任

⑨ 選任第3号 自治会館管理組合本会選出議員の補欠選任

☆庄内市町村議会議長会総会

(1) 期 日 令和3年4月20日(火)

(2) 場 所 酒 田 市

(3) 案 件

①令和2年度事業報告について

②令和2年度収支決算について

歳入合計 580,955円

歳出合計 1,760円

差引残額 579,195円

③令和3年度事業計画(案)について

④令和3年度収支予算(案)について

予算総額 580,000円

※令和3年度に限り負担金を徴収しない。

⑤庄内広域行政組合の議員定数について

☆荘内地方町村議会議長会臨時総会

(1) 期 日 令和3年4月22日(木) 書面決議

(2) 案 件

①認第1号 令和2年度会計決算の認定について

歳入合計 937,410円

歳出合計 155,928円

差引残額 781,482円

(3) 協議事項

①知事を囲む市町村自治振興懇談会に対する要望事項について

・日本海沿岸東北自動車道並びに新庄酒田道路の整備促進について

②山形県町村議会議長会臨時総会への要望事項について

・羽越本線並びに陸羽西線の高速化等の促進について

・一般県道「余目・松山線」庄内橋の架け替え促進について

・主要地方道「庄内空港立川線」両田川橋の架け替え促進について

③その他当面する諸課題について

④役員任期等について

⑤今後の本会事業について

3. 議員派遣の中止について

第544回2月定例会にて議決した、令和3年3月24日に予定されていた山形県町村議会パネルディスカッションへの議員派遣について、事業が中止となったため議員派遣は行わなかった。

次に、組合議会報告を行います。

酒田地区広域行政組合議会について、議員を代表して、7番、菅原和幸議員より報告願います。

7番、菅原和幸議員、登壇願います。

7 番（菅原和幸君）

組合議会報告

令和3年5月6日

遊佐町議会

議長 土門治明殿

酒田地区広域行政組合

議員 赤塚英一

議員 菅原和幸

組合議会報告について

組合議会に出席しましたので、次のとおり報告します。

記

● 2月定例会

1. 招集日時 令和3年2月22日（月） 午後2時30分

2. 場 所 酒田地区広域行政組合議会議場

3. 付議案件

（1）議第1号 令和2年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第2号）

補正前の額 4,945,564千円

補正額 4,387千円

補正後の額 4,949,951千円

（2）議第2号 令和2年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金の変更について

遊佐町分

清掃費分担金 変更前 71,080千円

変更額 △2,650千円

変更後 68,430千円

消防費分担金 変更前 181,968千円

変更額 6,879千円

変更後 188,847千円

清掃費建設負担金 変更前 72,974千円

変更額 △1,148千円

変更後 71,826千円

消防費建設負担金 変更前 35,092千円

変更額 △6千円

変更後 35,086千円

- |  |     |     |           |
|--|-----|-----|-----------|
|  | 合 計 | 変更前 | 361,114千円 |
|  |     | 変更額 | 3,075千円   |
|  |     | 変更後 | 364,189千円 |
- (3) 議第3号 令和3年度酒田地区広域行政組合会計予算  
 予算総額 5,996,026千円
- (4) 議第4号 令和3年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金について  
 遊佐町分
- |  |          |           |
|--|----------|-----------|
|  | 清掃費分担金   | 73,652千円  |
|  | 消防費分担金   | 186,670千円 |
|  | 清掃費建設負担金 | 64,081千円  |
|  | 消防費建設負担金 | 110,912千円 |
|  | 合 計      | 435,315千円 |
- (5) 議第5号 訴訟上の和解について
- (6) 議第6号 請負契約の締結について
- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 契約の目的  | 新消防本部・本署庁舎建設工事（外構工事） |
| 契約の金額  | 206,250千円            |
| 契約の相手方 | 大井建設株式会社             |
|        | 取締役社長 大井 誠一郎         |
- (7) 議第7号 酒田地区広域行政組合職員定数条例の一部改正について
- (8) 議第8号 酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部改正について
- (9) 議第9号 酒田地区広域行政組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部改正について
- (10) 議第10号 酒田地区広域行政組合職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例の一部改正について

#### 4. 審議の結果

原 案 可 決

#### ● 5月臨時会

1. 招集日時 令和3年5月6日（木） 午後2時

2. 場 所 酒田地区広域行政組合議会議場

#### 3. 付議案件

(1) 議第11号 請負契約の変更について（新消防本部・本署庁舎建設工事（建築工事））

契約の金額 変更前 1,831,720千円

変更額 △1,881千円

変更後 1,829,839千円

工 期 変更前 契約締結の日から令和3年7月30日まで

変更後 契約締結の日から令和3年10月29日まで



(2) 議第12号 請負契約の変更について(新消防本部・本署庁舎建設工事(機械設備工事))

契約の金額 変更前 354,860千円

変更額 2,090千円

変更後 356,950千円

工 期 変更前 契約締結の日から令和3年7月30日まで

変更後 契約締結の日から令和3年10月29日まで

(3) 議第13号 請負契約の変更について(新消防本部・本署庁舎建設工事(電気設備工事))

契約の金額 変更前 306,900,000円

変更額 7,615,300円

変更後 314,515,300円

工 期 変更前 契約締結の日から令和3年7月30日まで

変更後 契約締結の日から令和3年10月29日まで

(4) 議第14号 請負契約の締結について

契約の目的 高機能消防指令センター整備業務委託

契約の金額 247,500千円

契約の相手方 株式会社富士通ゼネラル

東北情報通信ネットワーク営業部

部長 堀下 裕司

(5) 議第15号 物品の取得について

取得の目的 車両の更新

取得物品 化学消防ポンプ自動車 1台

取得の金額 90,200千円

取得の相手方 有限会社本間商会

代表取締役 本間 和行

4. 審議の結果

原 案 可 決

以上です。

議 長(土門治明君) 続いて、一般行政報告について、池田副町長より報告願います。

池田副町長。

副町長(池田与四也君) 一般行政報告を行います。

一般行政報告

令和3年6月8日

1. 令和2年度遊佐町一般会計予算の繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、新庁舎建設事業外7事業に係る繰越明許費繰越計算書を次のとおり調整したので報告します。

別紙Iのとおり。

2. 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第

2項の規定に基づき、公共下水道事業に係る繰越明許費繰越計算書を次のとおり調整したので報告します。  
別紙Ⅱのとおり。

3. 町内での新型コロナウイルス感染者確認事例への対応について。4月17日、県より、前日に続く本町4例目となる新型コロナウイルス感染者の遊佐中学校での確認事例が公表されたのを受け、翌18日、第24回遊佐町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、町の対応について協議しました。遊佐中学校の休校措置を決定するとともに、4月19日に町長メッセージを全戸配布し、町民に感染予防対策の徹底、感染された方への配慮と冷静な行動をお願いしました。

4. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部への移行について。4月23日の政府の緊急事態宣言発表を受けて、4月25日、従来の庁舎内新型コロナウイルス感染症対策本部を、庁外関係機関からも参加いただく新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行しました。4月27日開催の会議では、国・県の対応状況等の情報共有と、町対応方針についての協議を行いました。

5. 新庁舎建設事業について。新庁舎建設工事が5月27日に完成し、6月4日に建物が引き渡されました。外構工事は舗装工事を進めています。

6. 地方創生の推進について。遊佐町地方創生推進会議の協議結果を踏まえ、3月23日、遊佐町地方創生推進本部会議を開催し、第2期まち・ひと・しごと創生遊佐総合戦略を策定しました。

7. 水循環の保全を巡る係争について。令和3年1月3日付けで控訴人が行った上告の提起に対し、町は2月9日に控訴審判決の町敗訴部分を不服とした附帯上告の提起を行っていましたが、3月19日最高裁判所第三法廷より記録到着通知書の送達があり、本係争が最高裁判所で審議されることを確認しました。

8. 国際交流事業について。例年3月に行っていた遊佐町の姉妹都市ハンガリー・ソルノク市派遣事業は2年続けて中止になりましたが、3月13日から3月28日までの期間、生涯学習センターで遊佐町ハンガリー交流展を開催し、これまでの交流の足跡を確認しました。

9. 町政座談会について。5月24日～6月4日まで、町内6地区で町政座談会を開催し、地域の様々な課題について率直な意見交換を行いました。

10. 定住促進施策について。令和3年度遊佐町I・J・Uターン促進協議会総会について、庄内管内での新型コロナウイルス感染拡大状況を考慮して書面での協議に変更し、議案への賛否を取りまとめました。その結果、令和2年度の事業報告、令和3年度の事業計画等について全委員の賛成により議決され、今年度も引き続き、町内の各機関・団体が連携し、一丸となり移住定住施策をすすめることになりました。

遊佐地区舞鶴地内の若者定住住宅地造成工事については、3月31日に工事が完了しました。現在、若者から活用いただける内容での宅地分譲、民間活力賃貸住宅の建設に向け準備を行っています。

11. 飛島・鳥海山ジオパークの日本ジオパーク再認定記念事業「泊まってお得キャンペーン！」の実施について。4月28日から観光宿泊業の支援のための誘客対策及び飛島・鳥海山ジオパークの日本ジオパーク再認定を記念した「泊まってお得キャンペーン！」を開始しました。

これは、鳥海山・飛島ジオパーク構成4市町に在住の方が対象です。遠方からの集客が難しい状況の中、近隣住民の利用による「マイクロツーリズム」の促進と町内の経済活性化をねらいとし、また鳥海山・飛島ジオパーク再認定を機に地元の良さの再発見・再確認などの効果を期待するものです。

12. 遊佐パーキングエリアタウン整備事業について。6月2日に、遊佐パーキングエリアタウン計画推進委員会を設立し、第1回目の委員会を開催しました。今年度は4～5回程度の開催を予定しており、日沿道県境区間の全線開通予定となっている令和8年度の開業に向け議論を深めていきます。

13. 暴風雪・豪雪による農業関連施設の災害復旧について。年末年始の暴風雪・豪雪により、被害を受けたパイプハウス等の農業関連施設について、国の持続的生産強化事業を活用して25棟の復旧と補強の支援を行いました。

これまで23棟について復旧が完了し、残りの2棟について6月末までに完了する見込みです。

14. 果樹の霜害について。4月10日から11日にかけて低温となった影響で霜が降り、柿等の果樹の芽が枯死する霜害が町内各地で発生しました。被害の範囲は4ha以上にも及ぶとみられ、今年の収穫に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。

今後、山形県、JA等関係機関と連携しながら、被害の詳細把握に努めるとともに、対応策について検討していきます。

15. 松くい虫防除事業について。令和2年度に調査をした被害木については、6月の羽化脱出日を目途に、県と共に全量駆除を予定しており、今後の被害縮小のため、1回目の薬剤散布を6月2日と3日に実施しました。2回目の薬剤散布は6月下旬から7月上旬に予定しており、引き続き伐倒・破砕処理等の作業に取り組んでいきます。

16. 水産物供給基盤機能保全事業等について。県事業による漁場造成事業については、今年度までの継続事業として女鹿海岸における藻場造成及びイワガキ増殖礁としての消波ブロック及び生物共生型Fブロックを製作し、設置します。また、吹浦漁港水域内の漂砂凌藻工事については、継続して実施する予定です。

17. ふるさとづくり寄付金について。令和2年度中の寄付件数は米、果物、肉類を中心に、44,194件、寄付総額は6億3,436万2千5百円となりました。今後も、より魅力的な返礼品づくりに努め、インターネットサイトを活用した効果的な情報発信を行っていきます。

18. 日本海沿岸東北自動車道について。令和3年度の酒田みなと～遊佐間の事業費は39億円、秋田県境区間の事業費は26億円となっています。いずれも調査設計、用地買収、改良・橋梁工事などが予定されています。

19. 橋梁長寿命化修繕計画について。遊佐町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、引き続き広畑橋の架け替え工事を行います。今年度は上部工架設工事を実施します。また、5年に1回のサイクルで行う橋梁点検調査を実施します。

20. 住宅支援事業について。5月21日現在の受付状況は、持家住宅リフォーム支援金61件、定住住宅新築支援金9件、定住住宅取得支援金1件となっております。この内、下水道等接続を伴うリフォーム件数は14件となっています。

21. 下水道事業について。5月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数4,064戸のうち3,033戸で、接続率74.6%となっています。

農業集落排水区域では、供用開始戸数506戸のうち433戸で、接続率85.6%となっています。

22. 上水道事業について。排泥作業については、定例排泥作業を4月から11月までの第2水曜日に実施

します。また、強制排泥作業は今年度4回の実施を計画し、5月26日に第1回目を終了しました。

23. 新型コロナウイルスワクチン接種について。遊佐医会の協力により、5月13日より、介護施設、障がい施設に入所している高齢者と従事者を対象に施設での接種を行いました。また在宅の高齢者を対象にした集団接種は5月25日より町民体育館を会場に、6月1日より吹浦防災センターを会場に実施しています。

6月5日現在、施設入所者については、6施設318名が、集団接種においては1,989名の高齢者等の接種が終わっています。これまで、体調が悪くなる人は出ていません。

24. マイナンバーカードの申請について。マイナンバーカードの当町の申請は令和3年4月30日現在で、3,624件となり、昨年同時期1,266件の2.8倍となりました。しかし、申請率は全体の26.5パーセントと県平均を下回る低い状況が続いています。今後、健康保険証として利用できるようになるため、メリットなど周知を図りながら普及に努めていきます。

以上です。

議長（土門治明君） 続いて、教育行政報告について、那須教育長より報告願います。

那須教育長。

教育長（那須栄一君）

教育行政報告

令和3年6月8日

1. 教育委員会会議の開催状況について。3月6日、3月23日、5月7日に遊佐町教育委員会会議を開催し、遊佐町立学校教職員の人事異動の決定承認、遊佐町教育委員会所属職員の人事異動発令の承認、遊佐町社会教育委員の委嘱、遊佐町教育行政の重点施策の承認、営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則の一部改正、遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正、遊佐町教育委員会事務局処務規則の一部改正、四季の森「しらい自然館」管理運営規則の廃止、遊佐町教育委員会一般職の非常勤職員の給料及び勤務条件に関する規則の廃止、要保護・準要保護児童生徒の認定についての議案が可決されました。

2. 遊佐町立小学校新校開校準備委員会について。3月6日に校章デザインの考案者への記念品の贈呈式を行いました。記念品は、町内業者が制作した校章をあしらった木製の楕を贈呈しました。

5月26日に第6回目の理事会を開催し、会長、副会長の選任及び体育着の選定結果について決議しました。

3. 学校運営について。3月16日に遊佐中学校の卒業式が行われ、104名が義務教育の課程を修了し、学び舎を巣立ちました。また、3月18日には、各小学校で卒業式が行われました。

4月7日には中学校、4月8日には各小学校の入学式が執り行われ、78名の児童と91名の生徒が新たな環境でスタートを切りました。

5月12日の蕨岡小学校を皮切りに、年度始め学校経営訪問を実施し、各校の学校経営や新型コロナウイルスの感染症対応の徹底などについて指導助言を行いました。

4. 学校教育施設整備について。学校施設整備にかかる工事について、次のとおり完成しました。

3月31日：遊佐小学校特別教室エアコン設置工事

3月31日：遊佐中学校特別教室エアコン設置工事

3月31日：高瀬小学校特別支援教室改修工事

5. 遊佐高校就学支援事業について。令和3年度入学者21人全員に対して、1人当たり7万円の就学支援金を給付しました。

また、遊佐町自然体験型留学支援制度に基づいて県外からの志願者を募集したところ、コロナ禍ではありましたが、男子1人、女子1人の計2人の生徒が県外から入学しました。5月20日からは、女子生徒用の駅二住宅にも地域おこし協力隊が配属され、生徒の食事等の世話をする生活相談員として共に生活しております。

6. 文化財保護審議会の開催について。委員の新たな委嘱期間の始期である令和3年度の第1回文化財保護審議会を5月18日に開催し、今後の指定候補案件や文化財をめぐる近況などについて協議しました。

7. 史跡小山崎遺跡保存活用計画策定委員会の開催について。昨年度7月に第1回、10月に第2回の委員会を開催しましたが、5月21日に第3回の委員会を開催しました。

史跡小山崎遺跡の保存及び管理、また、活用と整備についての現状と課題を踏まえ、今後の方向性と方法について協議しました。委員会における協議を継続し、年度内の計画策定、刊行に向けて進めていきます。

8. 遊佐町史下巻編さん事業について。新たな編集委員1名を含めた第1回編集委員会を5月25日に開催しました。進捗状況と年度内の発刊に向けたスケジュールについて確認しました。

9. 協働のまちづくり研修会について。3月2日に地域課題の解決や学校・地域が協働して取り組んでいくための「協働のまちづくり研修会」を開催しました。今回はコミュニティ・スクール推進会議と併せて実施することで、学校と地域が協働で取り組むことを共通理解できました。

10. 図書館照明設備更新工事について。3月24日に図書館照明設備のLED化工事が完成しました。適切な照度を確保することで利用者へのサービス向上につなげるとともに、ランニングコストの低減を図ることで全体的な環境整備を図ることができました。

11. 青少年育成活動について。5月12日に青少年育成推進員会議を開催しました。2年目となる推進員体制のもと、夏期巡回街頭指導・中高での挨拶運動をはじめ、今年度の青少年事業や地域の動向に応じた活動方針などについて承認をいただきました。

また、ボランティアサークル「くじら」のメンバーに90名の中高生が応募し、昨年度に引き続き新型コロナウイルスに留意しながら活動を計画しています。

6月1日には青少年育成協議会を開催し、今年度の青少年育成事業計画とコミュニティ・スクール、いじめ防止基本方針に係る取組みについて確認しました。

12. 令和3年度奥の細道・鳥海ツーデーマーチについて。5月28日に実行委員会総会を開催し、令和2年度事業報告及び決算、令和3年度事業計画、予算案を承認いただきました。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、昨年度に引き続き『遊佐町ワンデーウォーク2021』を9月5日に開催することとしました。

13. 少年町長・少年議員公選事業について。各課からのプロジェクト委員を中心に、4月より第19期少年町長・少年議員公選事業の準備を進めてきました。新型コロナウイルスにより各学校における生徒説明

会は実施できませんでしたが、少年町長・少年副町長に各1名、少年議員に10名の立候補届け出がありました。6月25日には少年町長・少年議員へ当選証書付与および少年副町長に任命書の交付を行い、その後、第1回少年議会を開催する予定です。

14. 東京2020オリンピック聖火リレーについて。新型コロナウイルスの影響により1年延期になった東京2020オリンピック聖火リレーが6月7日に開催され、遊佐小学校から遊佐町民体育館までを町内外の7人のランナーが聖火をつなぎました。新型コロナウイルス感染症予防対策により、スタート会場とゴール会場では一般観客の入場を制限しましたが、沿道では多くの町民が聖火ランナーを応援しました。

以上です。

議長（土門治明君） 以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、特別委員会の中間報告に入ります。

日程第4、報第1号 鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会調査結果中間報告についてを議題といたします。

鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会から中間報告の申出があります。これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会より中間報告を認めることに決しました。

鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会、斎藤弥志夫委員長、登壇願います。

鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会委員長（斎藤弥志夫君）

報第1号

令和3年6月8日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会

委員長 斎藤 弥志夫

鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会調査結果中間報告

本特別委員会に付託された調査事項について、その結果を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第47条第2項の規定により報告します。

（別紙）

鳥海山麓臂曲地区岩石採取に係る調査特別委員会 中間報告書

#### 1. 調査等事項

- （1）自然環境の保全と水資源涵養機能を保全するために、採石事業が及ぼす影響についての調査研究。
- （2）採石事業に対し許認可権を持つ山形県に意見書を提出すること、及び旧来の採石法では環境保護が不十分なため、採石法等関係法令の改正について関係省庁への意見書の提出。
- （3）臂曲地区での採石事業を巡る裁判をはじめとする各種情報の収集・調査及び町民への情報提供。

#### 2. 調査等の結果及び意見等

(1) 関係省庁への意見書の提出

令和2年3月定例会で「環境保全と調和のとれた岩石採取事業となるよう採石法等の改正を求める意見書」を議員全員の賛成で可決した。直接経済産業省等関係省庁に赴き手交の予定だったが、新型コロナウイルス蔓延のため郵送に切り替え提出を行った。

(2) 山形県への要望書の提出

(1) の意見書を基に、山形県には商工労働部長及び農林水産部森林ノミクス推進課長宛てに要望書を直接手交した。(令和2年3月27日)

(3) 裁判等の情報の収集

町担当職員から随時説明を受けている。裁判は山形地方裁判所及び仙台高等裁判所の判決は町の主張を大きく認めるものであったが、最高裁判所の判断によっては事態が大きく動くことも考えられ、行方を注視すべきである。公害等調整委員会の審理も続いているが、同様に注視を要する。

(4) 調査等の延長

(3) のとおり、裁判が最高裁判所で係属中であり、また公害等調整委員会で審理が続いている。これらの終結時期及び臂曲地区の採石に係る諸問題の抜本的解決時期は現時点で見通せない。そのため、調査等の期間を現在の議員の任期いっぱい(令和5年6月末日)まで延長する必要があると考える。

3. 提出した意見書及び要望書の内容

(1) 環境保全と調和のとれた岩石採取事業となるよう採石法等の改正を求める意見書

〈議決日〉令和2年3月13日

〈提出先〉衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣(水循環政策担当大臣)、環境大臣

〈要請事項〉採石法・森林法等関係法令に、健全な水循環の保全等を含む環境保全の視点を明確に取り入れ、時代に即した改正を行うこと。

(2) 遊佐町臂曲地区岩石採取に係る公害等調整委員会での対応及び採石法改正に関する要望書

〈提出日〉令和2年3月27日

〈提出先〉山形県商工労働部長

〈要望事項〉

1. 公害等調整委員会で審理中の「山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件(平成30年(フ)第1号事件)」に関し、不認可とした県の行政処分が認められるよう、引き続き万全の対応をとられたい。
2. 採石法に健全な水循環の保全等を含む環境保全の視点を明確に取り入れ、時代に即した改正を行うよう、国に対し引き続き要請されたい。

(3) 遊佐町臂曲地区岩石採取に係る公害等調整委員会での対応及び森林法改正に関する要望書

〈提出日〉令和2年3月27日

モリ  
(提 出 先) 山形県農林水産部森林ノミクス推進課長

(要望事項)

1. 公害等調整委員会で審理中の「山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件(平成30年(フ)第1号事件)」に関し、不認可とした県の行政処分が認められるよう、引き続き万全の対応をとられたい。
2. 森林法における林地開発許可権者である都道府県知事の裁量権が十分担保される改正を行うよう、国に対し引き続き要請されたい。

#### 4. 委員会開催日

##### (1) 特別委員会

第1回委員会	令和元年9月10日	(全員出席)
第2回委員会	令和元年11月25日	(全員出席)
第3回委員会	令和元年12月3日	(全員出席)
第4回委員会	令和2年2月6日	(全員出席)
第5回委員会	令和2年2月20日	(全員出席)
第6回委員会	令和2年3月12日	(全員出席)
第7回委員会	令和2年4月21日	(全員出席)
第8回委員会	令和2年7月17日	(全員出席)
第9回委員会	令和2年10月2日	(全員出席)
第10回委員会	令和2年10月19日	(全員出席)
第11回委員会	令和2年10月28日	(全員出席)
第12回委員会	令和3年5月17日	(全員出席)
第13回委員会	令和3年6月3日	(全員出席)

##### (2) 同小委員会

第1回小委員会	令和元年10月9日	(全員出席)
第2回小委員会	令和元年10月28日	(全員出席)
第3回小委員会	令和2年1月10日	(全員出席)
第4回小委員会	令和2年1月22日	(全員出席)
第5回小委員会	令和2年1月30日	(全員出席)
第6回小委員会	令和2年2月7日	(全員出席)
第7回小委員会	令和2年2月12日	(全員出席)
第8回小委員会	令和2年2月19日	(全員出席)
第9回小委員会	令和2年3月11日	(全員出席)
第10回小委員会	令和2年4月13日	(全員出席)
第11回小委員会	令和2年4月21日	(全員出席)
第12回小委員会	令和2年10月19日	(全員出席)



第13回小委員会 令和2年11月13日 (全員出席)

第14回小委員会 令和3年5月10日 (全員出席)

第15回小委員会 令和3年5月28日 (全員出席)

以上です。

議長(土門治明君) 日程第5、報第2号 議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会調査結果中間報告についてを議題といたします。

議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会から中間報告の申出があります。これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会より中間報告を認めることに決しました。

議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会委員長、赤塚英一委員長、登壇願います。

議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会委員長(赤塚英一君)

報第2号

令和3年6月8日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会

委員長 赤塚英一

議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会調査結果

中間報告(第2回)

本特別委員会に付託された調査事項について、その結果を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第47条第2項の規定により報告します。

(別紙)

議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会

中間報告(第2回)

議会の情報通信活性化に関する調査特別委員会は、第532回定例会(令和元年9月)において設置後、調査・研究・検討を進め、第534回定例会(令和2年3月)には、本特別委員会に付託された事項について中間報告を行っております。

本特別委員会設置期間は、令和3年6月30日(設置要綱第4条)となっており、遊佐町議会会議規則第77条に規定する報告とすべきですが、以下に記載のとおり、本特別委員会の設置期間を延長すべきとの意見の一致をみました。

よって、遊佐町議会会議規則第47条第2項の規定による中間報告(第2回)とします。

記

1. 議会における事務効率の向上と議会の活性化に関すること

(1) 議会内の事務効率の向上等を図るため、町執行部で導入しているグループウェアと同様のシス

テムを導入し、令和2年度より運用している。議会スケジュール及び諸連絡などにおいて、経費削減を含め一定の効果を得ている。

- (2) 議案書や資料配布方法及び議会開会時に、町執行部との連携の調整、電子化に伴う関連規程、規則等の整備が今後の課題となる。

## 2. タブレット端末の導入等に関すること

- (1) タブレット端末を使用した情報通信については、新庁舎開庁時を目途とし、令和2年度内に端末を導入、習熟期間も含めた計画とした。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行による社会情勢の変化などで、導入時期が明確にできない現状に陥っている。

- (2) タブレット端末の導入を早期に実現すべく、鋭意進めている。端末と一体で導入を予定であった会議共有システムについては、端末本体と分離発注とし、先行導入を図るものとする。

## 3. 特別委員会の設置期間の延長について

議会の情報通信活性化に関する特別委員会第10回会議において、本特別委員会の設置期間を、令和5年6月30日まで延長することで意見の一致をみた。

## 4. 特別委員会の開催経過（第1回報告以降について記載）

### (1) 特別委員会

第5回委員会	令和2年5月28日	(全員出席)
第6回委員会	令和2年7月22日	(10名出席)
第7回委員会	令和2年8月31日	(10名出席)
第8回委員会	令和2年10月19日	(全員出席)
第9回委員会	令和3年3月29日	(全員出席)
第10回委員会	令和3年5月17日	(全員出席)
第11回委員会	令和3年6月3日	(全員出席)

### (2) 同小委員会

第6回小委員会	令和2年5月8日	(全員出席)
第7回小委員会	令和2年5月21日	(全員出席)
第8回小委員会	令和2年10月8日	(全員出席)
第9回小委員会	令和3年1月18日	(全員出席)
第10回小委員会	令和3年3月8日	(全員出席)
第11回小委員会	令和3年5月11日	(全員出席)
第12回小委員会	令和3年5月28日	(全員出席)

### (3) 調査・研究

会議共有システム導入に関する体験研修（2社）

令和2年3月18日（役場庁舎内 全員出席）

令和2年11月27日（役場庁舎内 小委員会委員）

J A庄内みどり視察調査 令和3年2月5日（正副委員長）

鶴岡市議会視察調査 令和3年2月5日（正副委員長）

(4) 町執行部との調整

総務課・企画課職員への経過説明 令和2年6月4日 (正副委員長)

以上です。

議長(土門治明君) 次に、新規請願事件の審議に入ります。

日程第6、請願第1号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

事務局長をして朗読いただきます。

高橋議会事務局長。

事務局長(高橋善之君) 上程議案を朗読。

議長(土門治明君) 紹介議員の佐藤光保議員より補足説明を求めます。

4番、佐藤光保議員、登壇願います。

4番(佐藤光保君) ただいま朗読していただきました「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」を求める意見書提出に関する請願につきまして、私からも補足説明を申し上げさせていただきます。

皆様ご承知のとおり、知事会、市長会、町村会をはじめ、校長会、政党、教育研究者などから少人数学級の提言や要望が出され、中央教育審議会の答申にも盛り込まれるなど、少人数学級の願いは今や国民の願いになっているのです。県内の多くの自治体からも、30人学級を求める意見書が国に提出されています。なお、自治体の話合いの中で、うちの自治体は山形「さんさん」プランのおかげで30人学級は実現しているので、必要ないといった意見が出たとの話も聞きました。この請願は、それぞれの自治体に30人学級を求めているのではなく、国の制度として責任として30人学級を実現してほしいとの意見書の提出を求める請願です。今のままの自治体任せの少人数学級では、財政力の違いで格差が生まれることにつながっていきます。山形県も「さんさん」プランに多額の予算をつぎ込んでいます。国の制度として30人学級が実現すれば、県の負担はなくなっていきます。遊佐町の教育財政にとってもプラスになります。

さて、遊佐町では、私は疑義を感じていますが、学校統廃合を控えています。今までの小規模校から大きな学校となります。保護者の多くの方々が、今まで人数が少なく丁寧に指導してもらってきたのに、多人数になって我が子はその他大勢として埋没してしまわないだろうかと不安を持っています。子供の数は増えてもクラスサイズが小さくなって、今までと変わらず丁寧な指導を可能とする少人数学級は大規模校にこそ必要な制度です。遊佐町の未来の教育にとっても必要な課題であることを訴える次第です。

以上、請願の趣旨をご理解いただき、採択していただきますようお願いをいたしまして、私からの補足説明とさせていただきます。

議長(土門治明君) お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定に基づき、文教産建常任委員会に審査を付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は文教産建常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第7、請願第2号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める請願を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会議務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 紹介議員の佐藤光保議員より補足説明を求めます。

4番、佐藤光保議員、登壇願います。

4番（佐藤光保君） ただいま朗読していただきました新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める請願につきまして、私からも補足説明を申し上げさせていただきます。

さて、政府は5月25日の閣議で2020年度の食料・農業・農村白書を決定しました。白書は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、世界で19か国が一時的な食品の輸出規制を実施したと指摘、食料の安定供給は国の最も基本的な責務の一つとした上で、食料自給率の向上や食料安全保障の強化への期待が高まっていると分析しました。現下、経済はリーマンショック時よりも深刻な危機的状況にあります。この中、我が町の基幹産業である農業、わけても稲作を取り巻く環境の厳しさはひとしおであります。請願に基づきこの意見書を提出することは、遊佐町の農業の持続可能性にとって必須と考えるものであります。

以上、請願の趣旨をご理解いただき、採択していただきますようお願いいたしまして、私からの補足説明とさせていただきます。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定に基づき、文教産建常任委員会に審査を付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は文教産建常任委員会に審査を付託することに決しました。

次に、日程第8、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 本来今年の今日行われるはずでありました本町でのオリンピック聖火リレー、昨日の夕方に行われ、無事に酒田市のほうにつながりました。私が小学生のときに開催されました東京オリンピック、最終ランナーの坂井義則さんが当時の会場を階段を上ってスタンドに点火することを思い浮かべながら、役場の前の道路で拝見しておりました。

それでは、通告に従い質問いたします。東日本大震災以降、再生可能エネルギーが注目されていますが、令和2年10月26日に政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すと宣言しました。脱炭素社会に向けた動きは世界的な動きに対応するものであり、平成27年12月開催のCOP21でパリ協定が採択され、1年後の平成28年1月に発効、政府

は令和元年6月にパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を閣議決定し、国連に提出されたようであります。令和2年から本格的な対応に転じて、現在に至っていると理解をしております。具体的な動きでは、本県の電力事情に大きく影響すると考えられますが、石炭火力発電に対する政策の抜本的な転換、カーボンニュートラルへの挑戦を経済と環境の好循環につなげるための産業施策としてグリーン成長戦略を策定しております。戦略の14分野の一つであります電力部門では、再生エネルギーについて最大限の導入を図るとしており、洋上風力産業と蓄電池産業は成長分野と位置づけられております。一方で、県も令和2年8月6日に知事がゼロカーボン山形2050宣言を行いました。二酸化炭素排出の実質ゼロは温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、吸収源による除去量との均衡を達成することです。ゼロカーボンに向けた具体的施策は第4次山形県環境計画に盛り込み、政府と一体となり取り組むとしております。これまで本町では、自然環境資源を生かし、風力及び太陽光発電、農業施設における小水力発電などをそれぞれの事業者が事業展開をしてきました。今後も新たな形態となる木質バイオマス発電所も計画されている現状にあります。平成28年9月議会に提案されました、令和8年度を目標とする第8次遊佐町振興計画の基本構想には、良好な地域環境の保全の項目として再生可能エネルギーの利用促進に取り組むことで循環型社会の実現を目指すとしております。この3月に公表されました令和3年度から4か年を計画期間とする第2期遊佐町総合戦略でも持続可能な社会と地域の発展を目指し、各組織と連携し、再生可能エネルギーの創出を図るとしています。現在の遊佐町環境基本計画は、本年度、令和3年度までが計画期間となっていますが、次期計画策定に当たり、国、県のゼロカーボン宣言をどのように反映される考えか質問いたします。

県内の11市町がこれまでにゼロカーボンシティ宣言をされました。開庁に向かって進んでいる役場庁舎の電力は町が関連する新エネルギー発電から購入するようでもあります。ゼロカーボン社会は、二酸化炭素の排出量を減らし、森林などによる吸収量との収支の均衡を実現するものであり、本町の基幹産業である水田農業や林業との関連もあると考えます。次世代を担う子供たちに電力の地産地消を含め、再生可能エネルギーなどの理解を深めてもらうことも重要なことではないかと思いますが、再生可能エネルギーなどに関する地域学習などを行っているか質問いたします。

以上、壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。6月定例会前日に、東京2020オリンピックの聖火リレーが我が町で開催されました。希望の火をつなごうということですので、あれをやっぱりしっかり成功させたことによって、町民が将来に希望の火をつないでいくような、そして子供たちが生き生きとしたまなざしである聖火を見詰め直していたということが大変うれしく思っておりますので、それら町民の皆様のご協力、ご尽力に感謝を申し上げたいと思っております。

6月定例会最初の質問者であります7番、菅原和幸議員より国、県のゼロカーボン宣言をどう町の環境基本計画に反映させるのかという質問でありました。令和2年10月に行われた菅内閣総理大臣の所信表明演説の中で、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを既に宣言しております。これは、令和元年6月閣議決定目標の80%削減から見直

されたものと理解しております。それに先駆けて、山形県は令和2年8月6日に全国知事会の第1回ゼロカーボン社会構築推進プロジェクトチーム会議において、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指すゼロカーボンやまがた2050を宣言しております。これは、令和元年12月に環境省総合環境政策統括監からの各都道府県知事宛ての2050年温室効果ガス排出、二酸化炭素排出実質ゼロ表明、いわゆるゼロカーボンシティの表明の依頼を受けてのものとして理解しております。そのうち令和2年9月4日に創造山形県民会議で、県市町村会長の東根市長から全市町村がゼロカーボン宣言し、環境的に先駆的に取り組む県とアピールしてはどうかとの提案があり、山形県環境エネルギー部長からも県と全市町村によるゼロカーボンシティ共同宣言賛同の可否についての依頼文が全市町村に発出されたところであります。この時点での宣言市町村は東根市のみであり、本町としてはこの趣旨に照らし、全市町村が足並みをそろえて一丸となって取り組むことが不可欠であるとの条件つきで賛同する旨回答したところであります。ゼロカーボン導入される自然由来の再生可能エネルギーの活用、エコアクションプランに沿った省エネ活動による二酸化炭素の排出量削減、町の総面積の50%を超える森林の二酸化炭素吸収量により達成されるものと理解しております。温室効果ガスの排出削減の数値目標は、これまで目まぐるしく変わってきた経緯があります。令和3年4月に菅内閣総理大臣が政府の地球温暖化対策推進本部の会議で中期目標とした2030年に2013年度比の温室効果ガス排出削減量を平成27年4月の同会議決定の26%から46%を目指すとして表明されました。2050年のカーボンニュートラルが長期計画の最終目標とするなら、令和4年度から13年度を計画期間とする第五次遊佐町環境基本計画は令和7年度までの短期目標であるエコアクションプランと連動しながら、2030年度の政府の中期目標を参考にしたものになると考えております。

次に、再生可能エネルギーに関する地域学習についてのご質問がありました。各学校では、学習指導要領に基づき各教科での環境に関する学習が行われております。小学校社会科では、節水や節電などの資源の有効な利用について、中学校理科ではエネルギーの有効利用の大切さ等の学習を行っております。また、今年度より中学校で新学習指導要領が全部実施され、SDGsについての学習内容も学ぶことになり、これからの社会を担っていく子供たちにとって環境に関する学習が大変有意義であり、必要なものであると考えられております。議員から質問のありました再生可能エネルギーについては、中学校の理科3年生で詳しく学習することになっております。また、遊佐町の小中学校、高校の教職員を対象とした地域の教育素材発掘研修会では、令和元年度に遊佐町にある風力発電所を実際に訪問して、地域の教育素材として再生可能エネルギーを結びつけた研修を行っております。今後も子供たちが環境に関する学習を通して、持続可能な社会の構築に向けて自ら課題を解決する力を育んでいきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 自席からの質問に入る前に、あらかじめ議長の許可を得ておりますので、私の発言を理解深めてもらうために、配付物のお願いをしたいと思います。今回質問するに当たっては、前もってこれでいこうということで、547回の招集告示書と物々交換するような格好で1番目に出させていただいたところがございます。最近新聞やテレビで多く耳にする文字に、片仮名ではカーボン、それからゼロという文字、数字では先ほど来出ております2050という文字、それでアルファベットではSDGsですか、日本語では本当に脱炭素、持続可能という文字が目立つところがあります。特に持続という文字につ

いては、新型コロナ給付でも持続化給付金に使われるほど、非常に日々耳にする字句でございます。それで、SDGsでは持続可能な開発目標ということで、詳しくは申しませんが、17の目標があります。その中で今回の私の質問は、7番目にありますエネルギーをみんなに、そしてクリーンにという項目に関連して、国、山形県の動きに本町はどのように施策を展開していくのかという視点で質問をさせていただきます。横文字はあまり強いほうではないのですが、SDGsのサステナブルという意味は持続という意味があるそうございまして、実はこの目標に考えることに当たってはやはり現状を把握をした上で、それで将来に夢を抱くものでなければならぬのではないかと、そういう持論を持っております。

それで、私が今回最初の質問者でありますので、実は3月2日の告示されました町長選で時田町長無投票で当選され、4期目、町政運営を担っているわけでございます。選挙の際、後援会の会報を1枚いただきました。それにも先ほど申し上げました文字が載っております。4つある中でSDGs、持続可能な未来づくりという文字が会報にも載っております。質問に入る前にこれからの町政運営の方法も含めても結構でございますので、どのように遊佐町の未来づくりにチャレンジされるのか、冒頭に伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 3月の選挙のときに、新庁舎オープンと行政のデジタル化の推進、コロナウイルス克服へのワクチンの接種、SDGs、持続可能な未来づくり、そして岩石採取係争の負けられない遊佐町という形で、新たな課題のチャレンジとして挙げさせていただきました。自分自身が町長へ就任してから振り返ってみますと、実は持続可能な未来づくりといいますと、生活クラブ生協と連合会とJA遊佐町で2013年、これは話は2012年に進めていたのですけれども、1月に食と農を守り、持続可能な地域づくりと地域を発展させるための共同宣言を締結させていただきました。共同宣言させていただきました。考えてみますと、我が町のお米に関しては共同開発米部会としてずっとずっと、今から50年ぐらい前からその生活クラブから購入いただいてきたわけですけれども、実はお隣のかほ市で風力、生活クラブ風車を設置したときにぜひともうちの米も買って欲しくないかということで、生活クラブ生協にお話をもちかけたということも既に聞いております。大切なもの、条件よければどこでもそれは売り先としてはやっぱり可能だということだったのですけれども、そのときに生活クラブ生協ではお米は遊佐から買っているの、海産物はにかほさんでも受け入れましょうというような形でお話を答えたというふうに伺っております。そんなに共同開発米だから、ただただやっておけばそれでいいのではなくて、しっかりとそれらを強力なものにこれまでの関係を強固にしていきたいという思いがそこにはあったというふうに理解しますし、また生活クラブ自体がケアとエネルギーと、あと何でしたっけ、それらを重点的に今後発展させましょうという形で持続可能な未来づくりで遊佐町でいわゆる太陽光発電、ソーラー発電をやっているという経過がありました。これだと再生可能エネルギーをこの遊佐で獲得したものを何とか組合員にもそれ売っていかうということだったので、我が町の新しい庁舎にもそれは受けましょうという形をしました。かなりのお金をかけて新たな設備投資をするよりは、生活クラブさんとの関係をしっかりと重視しながらの電力の購入という形のほうが町にとってはメリットがあるということ想定しておりました。そしてもう一つ、やっぱり再生可能のエネルギーの導入、これは今国家のまさに重大な成長戦略になっておりますので、それらをこの地域に受け入れることができれば地域に豊かさをもたらす産業の育成等につながって

るのではないか、そんな思いで未来づくりにチャレンジしてみたいなど、この思いでそれらを挙げさせて  
いただいたということでございます。

以上であります。

議 長（土門治明君） 7 番、菅原和幸議員の質問を保留し、午後 1 時まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 5 2 分）

休

憩

議 長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後 1 時）

議 長（土門治明君） 7 番、菅原和幸議員。

7 番（菅原和幸君） では、午前中に引き続き、質問させていただきます。

先ほど町長の答弁では、ゼロカーボンシティの取組については当時の東根市長から提案があった計画に  
対しては、全市町村が足並みをそろえることを前提に条件つきで賛同するとの回答の説明でありました。  
それで、ちょっと新聞等を見ますと 5 月 6 日の日に尾花沢市でもカーボンシティへ取組をしまして、県内  
の 35 市町村のうち 11 市町村と言ったほうがいいのでしょうか、行ったようです。庄内は庄内町と鶴岡市が  
されている状況があります。尾花沢市の例をテレビで夕方見ていましたら、市内の尾花沢小学校で 6 年生  
の子供が参加して何かイベントをやって、そこに市長さんも参加してやっているような風景でございま  
した。それで、最後に子供たちがインタビューされている風景を見ますと、事前に市の職員あたりから電力  
に関する説明あったようで、それに対して子供たちが県内でいろんなところで再生可能エネルギーをつ  
くっていることが分かったと。それで、いろんな形というか、例えば小水力とか太陽光とか、そういう電力  
を生み出せることも理解をされたということで、それを踏まえて電気を無駄遣いしないようにというよ  
うな 100 点満点のインタビューをされていたようでございました。そんな中で、実は先ほど答弁では中学校 3  
年生の理科の授業ですか、あと先生方を対象にした研修等を行っているという状況でしたが、ちょっと教  
育課長にお願いしましたが、町内の再生可能エネルギー施設でそういう対象にした勉強会みたいなことを  
やっているかどうかお願いしたところですが、ちょっと質問させていただきます。

議 長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

ご質問の再生可能エネルギー施設での小中学校の学習についてでございますけれども、調べましたとこ  
ろ、令和元年 6 月 7 日に高瀬小学校 5 年生の社会科見学の一環で、町内の施設巡りとして平津小水力発電  
所を見学しております。このときは児童、教員 19 名で月光川頭首工と洗沢川揚水機場も巡っておるところ  
でございました。同じく 6 月 20 日にも遊佐小学校 5 年生で、平津小水力発電所を児童、教員 30 名で見学を  
しておりました。このときの児童たちは今中学 1 年生となっていますけれども、地域資源を活用した設備  
そのものやそれがどのように使われているかなど、生きた教材に関心を高める機会として大変有意義だっ  
たというふうに捉えております。先ほど町長の答弁にもありましたけれども、中学校理科の学習について  
でありましたけれども、中学生になりますと電力、電源、電気といったところを詳しく学びますので、そ



の発達段階に合わせた形で身近にある町内施設の再生可能エネルギーの見学、学習がここでも生きてくるのだというふうに思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 取ってつけたような質問のようでしたが、土地改良施設での発電を見学されたようでございます。それで、実は先週でしたか、2番議員のほうから遊佐中学校の職場研修の話、ちょっと事務局の部屋の中で話しされて、いろいろ聞きましたら9月の中旬は無理だということで断っているという状況を職員から聞いたところでございます。それで、私たちは電気というのはここにもついていますし、空気と同じで消えたりなくなって初めて大切さが分かるといいますか、それが最も感じたのは例の東日本大震災、私山形市内にいましたが、こちらに向かってくるにだんだん暗くなって、2日ぐらい電気がつかなくなったということがありました。あれで電気の大切さといいますか、そういうことが実際ありました。何か先ほど傍聴していた高瀬小学校の6年、計算しますと当時まだ2歳の状況ですので、当時のことは分かるかどうか分からない状況であります。それで、先ほど私が配付したこれは何だと各議員からいろいろ質問されますが、後ほど触れますが、実は今日67歳最後の日でありまして、温室効果ガスの2050年、30年後になりますと私は多分いないと思います。先ほど見えて帰られた小学校6年生の子供たち、40歳を超えてちょうど親御さんになっているというか、子供たちの親になったり、社会的にも中心になっている世代なのかなと、そう思っております。それで、ちょっといる間に話したかったのですが、帰られたようですので、実は高瀬小学校では高瀬まちセンの2階に高瀬八景というふすま絵があります。それを基に、いろいろ私も去年前の小野寺喜一郎町長とか私とかいろいろインタビューを受けまして、自分たちで動画にして、YouTubeにしてまとめ上げたものを公開しているようでした。それをずっと見てみますと、大変大人たちもびっくりするようなことが書いていました。4つほど挙げている中で、大人たちが考える高瀬地域の課題から自分たちができることを探したというようなメモがありまして、これからは高瀬地区については大切にしてほしいというような文章が載っていました。これを見ただけで将来を委ねることができる立派な子供たちであるのかなと、そのように感じているところです。実は今の5年生、いわゆる丸子のところに観音森、ちょっと小学校入ってあったのですが、文化財の指定から外されたものでありまして、実はあそこにおとしですか、自分たちで森林組合のほうから耐性松をいただいてきて、10本ほど植えました。令和元年に、平成から令和に移ったということもあったのですが、やっぱり自分たちの思いを刻みたいという思いがあつてやられたようです。本当に尾花沢市にもあったように、自分から体験したことはやっぱり忘れないというのが人間だと思います。先ほど学習指導要領が改訂された云々もございました。先ほど教育長からも一言私にも話させてくださいとありましたので、教育長にお願いしたいと思っております。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） お答えします。

先ほど学校でどんな勉強をしているのだということを聞かれて、私も改めて社会科、理科等でこういう単元があるということでお話ありましたが、国語の教科書にもやっぱりそういうものについてまとめようということで、まさにこれはゼロカーボンの中身です。5年生で勉強していますし、最近では先週

の金曜日、実は櫻庭さんという元農林水産省食料産業局長、65歳ぐらいの方のようですけれども、私のところに見えまして、秋田の潟上の出身です。今は秋田にいらっしゃる方でしたけれども、やっぱり環境に優しいプラスチック容器包装協会、イーバックというのをつくりまして、プラスチックだと永遠に残るといっているわけですが、何年かたつと消えてなくなるという、そういうものを開発しているのだと、そういうことで今使っているプラスチックとビニール製品とこの製品を比べてどういよさがあるのか、夏休みの自由研究にぜひ小学生の児童にやってほしいということでやってきまして、遊佐小学校の校長も喜んで子供たちに働きかけましょうということでお話ししたようですけれども、全国に先駆けて遊佐町の子供たちに声かけてくれた。どこでもやっていないです。私は、子供たちがどんな取組するか楽しみにしているのですけれども、そういうことでいろんな場面で子供たちが大人以上に関心を持って勉強している状況があるようですので、私もこれから気をつけてみたいと思ったところでした。

以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） どうもありがとうございます。それでは、引き続き質問させていただきます。

先週、先々週、町政座談会6会場でありました。私も3会場ほど出席をさせていただきました。その3会場のうち2つの会場で、今話題になっています洋上風力発電に関する質問がありました。それで、ある会場では風向きで風車の音が非常に問題になるのではないかという趣旨の発言をされた方もいらっしゃいました。それで、よく耳にする言葉が、将来の子供たちが風車の景観をどのように捉えているとよく発言される方もいらっしゃいますし、実質ある方から私のほうに来て、町でどういよふうに考えるのだ、進めるのか、いや、そこまで判断できない時期であると、できないのではなく、時期であるということをおし上げました。

それで、実はやっつこれに入っていきますが、決してこれはセンターラインを引いてください、町道が亀裂入っているから直してくださいという前回の質問ではございませんで、ちょっと私の前職のことも含めて、時代の流れによって時代の見方、視点が変わるのではないかということをおし上げたくて、この意味の分からないようなものを作ってみました。それで、左側のほうに見えます、これ実は私の近所の当山道田というところでありました。それで、左いって2つともれっきとした町道です。それで、左半分は舗装約3メートルで、わざと車止めしましたが、3メートルでほぼ擦れ違いはできない状況があります。これは、圃場整備する前の道路でありまして、本来圃場整備でなくなるはずだったのですが、両側の土地の所有者が反対されまして、これはどうしようもないということで現在に至っている町道です。当時の役場の職員に言ったら、圃場整備で24条の工事なのだから、あなた方が考えてやりなさいというような趣旨の指導を受けたものですから、基本的にいろいろ説得は試みたのですが、その方が理解を得られない状況がありました。それで、右側の部分については、実は庄内のスーパー農道がありまして、スーパー農道の終点が今の剣龍神社の鳥居のあそこで終わりです。本来あそこで終わったのですが、ちょっと企みをして、あそこから目倉神までの道路、農道で造るといよことになれば解消できるのではないかという企みをしまして、いろいろこのようにしたところがございます。それで、申し上げればこの左側の2021と書いているところ、この町道がこのままであれば今の時代どうであったかといよと述べたくてしたところでした。当時からみれば2050年にかかっている、今持っている町道、余計なことといえば今の日沿道ぐらいの未来的な道

路で、こんな道路できるものではないというような認識だったのですが、今になれば当たり前の道路であります。今の毎日通学している子供たちから見れば、この2050とかかっているこの風景がまずふるさとの風景である。それで、なぜ左上にふるさとと強調したかという、実は何人かいる菅里中学校の同級会のときにある都会に行った女性の同級生から、私の心のふるさとの通学した道路の風景、心のふるさとを誰がなくしたのと言われまして、まさか私とは言えなかったのですが、そんなことはやっぱり時代の変遷とともにふるさとで心に描くものは違ってくるのではないかと、そういうことを暗に言いたくてこの訳の分からないようなものを作ってみたところです。ですから、今の現状で判断することも大切なのですが、未来を描いて、そういう視点から見ることも大事なことでないかと、そのように感じております。反響が大きくて、所期の目的は達したのかなと、この資料を配ったことについて。以上でございます。

それで、次に進んでまいります。地域生活課のほうにお伺いしたいと思います。ゼロカーボンの達成に当たっては、いろいろ先ほど町長答弁にありました。そんな中で、私個人としては遊佐町もゼロカーボンシティを目指すべきではないかと、そういう考えであります。この質問を通告しました以降、先週には国のほうからエネルギー白書というものが6月4日に閣議決定されたようでありまして、その前には先ほど壇上でも申し上げました、山形県でも環境計画を策定しておられるようでございます。それで、質問に移ってまいります。現在の遊佐町の環境基本計画、今年度までが計画期間となっております。県もいろんな会議の中で、今年の山形県の環境審議会、それから環境計画管理部会等では令和3年度から12年度までの10か年の計画もつくられているようであります。本町の場合、総合発展計画、振興計画ですが、との整合も必要であると考えますが、先日机上配付のありましたいろいろな資料を見ますと、5月の27日の課長会議では後期5年間のためのいろいろな見直しを行うようなことも書いてありました。あえて質問させていただきますと、環境基本計画の次期計画の策定、今年度までとなっているものの本年度内に策定されるのかどうか、また総合発展計画等と並行して進めることも必要ではないかと考えるものですから質問させていただきます。

それから、もう一点ですが、環境審議会で環境基本計画を審議するという条文が環境基本条例の中にあります。この諮問する案については、どのような形で作成されるのか、こちらのほうに質問させていただきます。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

平成24年度に策定されました現行の遊佐町環境基本計画の計画期間につきましては、今議員のほうからおっしゃっていただきましたとおり、平成24年度から令和3年度までの10か年となっております。一方、現行の遊佐町総合発展計画、第八次の振興計画でございますけれども、これは平成28年度に策定されたものでございます。よって、現行の遊佐町環境基本計画につきましては、その前の平成19年に策定されました第七次の遊佐町振興計画の基本目標から基本理念を掲げまして施策を展開してございます。環境基本計画につきましては、来年度予定してございます。来年度策定の時期、遊佐町環境計画につきましては今年度見直しの総合発展計画、第8次遊佐町振興計画、後期5か年の基本計画策定の結果を精査いたしまして、基本理念についての整合性を図った形で策定していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

それから、もう一つ、諮問の関係でございました。次期計画の策定に向けた最初の審議会、環境審議会になりますけれども、こちらにつきましては改定の方向性と改定スケジュールをまず初めにお示ししたいというふうに考えております。あわせて、計画の改定、環境施策の充実を図るための基礎資料として町民意向調査を実施する予定としておりますので、その案について環境審議の皆さんから意見聴取をさせていただきたいというふうに考えてございます。そして、その後の2回目の環境審議会におきましては、環境基本計画の改定について、その趣旨、改定の基本的な考え等について諮問をさせていただきたいというふうに考えてございます。その後数回の環境審議会重ねた後答申を受けまして、環境施策調整会議を経て案を策定していくことになろうかと思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 理解をさせていただきました。それで、もう一点お伺いしますが、いろいろ調べている中で遊佐町エネルギー基本計画というのものもあるようです。これは、先ほどの環境基本計画とは別に、平成26年3月に策定されているようでございます。この中には風力発電、太陽光発電、中小水力発電、いろいろな記載があるようですが、それを見ますと遊佐町エネルギー基本計画の27ページのほうに2023年度時点での目標が記載されているようでございます。今後検証もあるかと思いますが、現時点で把握されていればちょっとどういう状況にあるのか質問させていただきます。

議長（土門治明君） 島中地域生活課長。

地域生活課長（島中良一君） お答えいたします。

平成26年3月に策定いたしました遊佐町エネルギー基本計画の進捗点検を中間年に当たります令和元年度に当計画策定時の委員長でありました東北芸術工科大学の三浦教授のほうに依頼をさせていただいております。計画では、遊佐町の全エネルギー消費量に対しまして、2023年度までの10か年に再生可能エネルギー導入分の45%と省エネルギーによる削減分10%と合わせて55%相当に到達することを目標としてございます。その点検の結果でございますけれども、再生可能エネルギーの導入分につきましては65%、そして省エネによる削減分につきましては11%削減となっております。よって、再生可能エネルギーの導入量と省エネ実施分によります削減分との合計55%相当という当初計画の目標を達成できる見込みということでご報告いただいております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 後ほどゆっくりお伺いしたいと思います。55%ということで、達成見込みということであれば、それなりにやっぱり努力されている結果だと思っております。

それでは次に、企画課のほうに移ってまいりたいと思います。ゼロカーボンシティを目指すには、1つ自分の考えなのですが、日本はやっぱり計画行政とかとよく言われております。そんな中で、例えばゼロカーボンシティ、先ほど条件つきで賛同するというような回答をしたということですが、例えば今後いろいろな環境の補助事業なんか受けるときにはゼロカーボンシティの宣言をしていないと認めないとか、そんなことも勝手に推測される時期もあるのかなど。そんな中で、実は今遊佐パーキングエリアタウンが本当に動き出している状況です。以前の基本計画の中に水素ステーションが描かれておりました。そんな中

で、議会だよりも載せましたのであえて言いますと、平成28年7月に所属します総務厚生常任委員会で兵庫県のほうの岩谷産業のほうに行政視察行かせていただきました。その説明では、確かにこれは未来のエネルギーなのですが、2050年にならないと物にならないような説明を受けてきました。正直言えば、太平洋側ですと仙台、中間になると福島、日本海側ですと新潟、これより先は水素ステーションがないので、北海道には絶対行けませんよと、そんな説明を受けたことがございます。ただ、これはゼロカーボンというH<sub>2</sub>Oといえ水しか、排気ガスが出ませんので、将来の有望なエネルギーになると思うのですが、基本的にはちょっとそのときのメモを見ますと、燃焼しやすく、燃えた後は水しか出ない。ただし、扱いにくく、最も危険で、管理が大変な気体であると。その岩谷産業さんの説明ではそうでありました。そんな中ではありますが、やはり水素関係、今後ひょっとしてコンバインとか田植機械も水素で動く時代が来るかもしれませんが、そんな状況でいずれ水素の時代が来るのかなと。何かトヨタとか日産とかのあいう会社に言わせても、電気自動車と違って水素だと造り方がほぼ似ているものだから、そんなに負担もかからないというふうなこともあったようです。と書いていたのですが、やっぱりいろいろ調べると私的には自家用車ではなくて、トラックとか大型バスのほうが重いのだそうです、設備が。と書いて、いずれ来るのではないかと書いていたら、的を射たように6月6日の山新に何かトラックの実証実験をやるという記事が載っておりましたので、ただ今後水素というのは一つのポイントになるのかなと、そう思っております。

あと、話はがらっと変わりますが、石炭転換の話に触れたいと思います。私が酒田の高校に通っていたとき、共同火力発電が造られて、いろいろな反対運動があって、ただそんな中で当時の住友アルミですか、金属が東北電力と一緒にやってたのですが、撤退をして、それで共同火力のみになっていると。それで、それが共同火力が日本の政府が言う約100基を休廃止するという考えを持っているようですが、それに酒田共同火力が入るかどうかわかりませんが、それがいろいろ調べてみますと酒田共同火力発電でつくっている電力、いろいろ簡単に調べてみますと、県内で使われる年間電力の約半分、これが共同火力で使っている量になると。それが禁止されればこの50%ほぼなくなる、それこそろうそくでもつけてやれば別ですが、そんな状況に陥りかねないという現状もあるようです。ですから、木質バイオマスとかいろいろ動いているとは思いますが、実は町長も知っていると思いますが、先ほど出た小水力発電、やっとなん億円とかけてできましたら東北電力が電気は買いませんということをやられました。今さらということなのですが、やっぱりつくのはいいのですが、送る施設、これがポイントのようで、私的には今遊佐沖と一般海域と酒田港区域と計画になるようで、やっぱりこの共同火力の送電のほうへつなぐというのは、遊佐も酒田もその目的になるのではないかなと、そう思っている状況であります。ですから、いずれ共同火力が廃止となれば、今の洋上風力、いろいろ問題を聞かされつつありますが、そういう動きにもくるのかなと。まして石炭が入ってこなくなれば、せつかくの何億円とかけた港、これも使わなくなると書いていたのですが、これも新聞に載っていましたが、カーボンニュートラルポートということで、今洋上風力するには秋田港、能代港、鹿島港、北九州、これが拠点港ということで、先日の新聞見ますと酒田も名乗り上げようという動きがあるようです。そんな中で長くいろいろくどくど言いましたが、企画課長に質問させていただきますが、今のPATの計画の中で当初の基本計画にあった水素ステーション、これについてどういう状況にあるのかお伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） P A Tの基本計画の中には、確かに水素ステーションをガソリンスタンドと併設をする旨の記載がございます。ただ、建設費が1基4億円から5億円ということで、今の現状、水素を使うとすると燃料電池車の価格、あと水素エンジンについても開発の状況とか、高圧のタンクの開発の状況等、普及の状況があまり高くございませんので、それに比較して電気自動車のほうは割と普及している等々ございますので、水素ステーションの実現は難しいのかなというふうにも考えておりましたがけれども、国でこのゼロカーボンの取組の中で、例えば水素エネルギーの普及について推進していくとなれば当然補助事業等の充実も図られるものと思われまます。ただ、建設費の一部の補助ということではなくて、割と相当高い補助率ということであれば実現の可能性も高くなってくるのかなと。今後の技術革新によるコスト削減とか、そういったこともありますけれども、まず先日立ち上げましたP A T計画推進委員会のほうで検討をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 今の時点では、先ほど言ったとおり、2050年頃までは当然難しいという、行政視察へ行ったときの答弁もありました。ただ、さっき計画行政と言いましたが、これ造るのであれば5億円であろうが、何億円であろうが出すという事業の制度も出てくるかもしれませんので、その辺を見越して対応していただければなど。それで、ちょっと鈴が鳴りましたので、先ほど地域生活課長の答弁がありますが、今いろんなところに発電があって、田んぼの中に発電のソーラーパネルあると聞きまして探してきました。酒田市の砂越の石橋のところにありまして、それはどうやって稲がなるのかなといひますと細くなって、ですから今後どこにでも発電、発電となるのかなと、自分なりに見ますと農地法上の関係どうなるのだと考えていろいろ調べましたら、必要なところだけ一時転用の手続が必要であるということです。そんな状況の中ではありますが、それでちょっと時間がないので、はしょってお願いしたいのですが、先日の昨年12月17日に振興審議会の文教産建部会のほうから一定の報告があったようです。前もって説明お願いしておりましたが、この部会のほうに当たってみますとゼロカーボンに向けた理念に沿った取組を推進していただきたいというものがありましたので、簡単で結構ですので、課長のほうからどういう方針で取り組むのか質問させていただきます。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 先ほど地域生活課長からもあったように、第八次の総合発展計画後期計画を今年度策定する予定になっております。その策定の中で各課の調整を行いながら、後期計画のほうに反映させていきたいと思っております。地域生活課で所管している環境基本計画とかエネルギー基本計画等もありますので、その辺との整合性も取りながら各課で調整しながら進めていきたいと思っております。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） いつもより時間がなくなってきました、最後に町長に一言またお伺いしたいと思います。

先日の高瀬の質問に対しまして、洋上風力の質問をされたときに、ガイドラインの作成とリスク管理協定を県のほうにも要望していると、そういう発言がありました。私的には洋上風力発電事業はあくまでも

海域を占有するものであって、これが何十年とかということであって、永久構造物ではないと思います。それから、もう一点、景観条例県にあります、これが海域に及ぶのかどうかと考えれば、ちょっと私の知っている範囲内でいけば及ばないのではないかなというふうに思います。ただ、やっぱり地元の遊佐町に建てるものであればいろいろ問題があると思いますので、私的には未来に向けたエネルギー、先ほど言った共同火力なんかになればこうだということもありますので、地元と事業者の共存共栄みたいな、そういうものが必要なのかなとこの件に関しては思っております。まして町は中立的な立場で事業者と進めている県とか微妙な立場にあると思うのですが、最後にこの件に関しましてゼロカーボンシティ会議の取組も含めて町長の答弁を最後に伺いたいと思います。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） ゼロカーボン宣言、かなりの市町でやっていることは存じ上げています。ただ、令和3年度までの計画で、今来年の計画をつくっている段階で、可能なものと将来的なものというのはやっぱりしっかり見ていかなければならない。会議を今これから始めようとしたときに結論ありきでスタートはまずいなと私自身は自分を戒めている現状です。ただ、再生可能エネルギーの導入については、どうもまだ第1段階の配慮書ですから設計図はないわけで、当然、設計図とかができたらそこから果たして準備とか、いろんな形、フォトモンタージュとかできるはずなので、そこら辺、何かどこかでうわさがうわさと呼ぶのでしょうか、どうなのだ、どうなのだという方もいらっしゃいますが、町としては例えば1キロ以内は山形県の自然公園エリアだから建てられないというのでありますが、これが山形県から1.5キロまで離してもらおうとか、いろんな形は可能だと思います。ですから、ガイドライン、設置基準をまず県としてつくってほしいですよ、町民のリスクがないようお願いしているところでもあります。物事、今手順で環境審議会も開いて、この間西遊佐でもお答えしました。遊佐町では環境審議会からいただいた意見に何の細工を加えることなく、そのまま県に対して申し上げますということを伝えていきますので、それら等についてはフラットな立場で、町民のリスクはしっかり守りながら、だけれども小水力から、今木質バイオマスの発電も工業団地で始めようという東北電力関連の会社も出てきておりますので、雇用等いろんな形でつなげれば良いと思っています。

以上です。

議 長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

8番、赤塚英一議員。

8 番（赤塚英一君） それでは、私からも通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

防災資機材の管理状況と今後の整備計画、情報共有の考え方についてお聞きいたします。大震災以降、各地で豪雨や河川氾濫、その他大きな災害が発生し、避難を余儀なくされる報道をされることが多くなっております。幸いにも当町では、そのような大災害に見舞われることもなく助かってはいるのですが、このような平常時からの備えが大切だと思います。特に長期化するような避難となると、ストレスによる体調不良なども大きな問題となってきます。日常とは大きくかけ離れた生活を余儀なくされる状況を少しでも過ごしやすくするための日頃からの備えは、とても大切になってくると思います。そこで、防災資機材の管理状況と今後の整備計画、緊急時をはじめとした情報共有の方法を町としての考え方を壇上より伺い、一般質問といたします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、8番、赤塚英一議員に答弁をさせていただきます。

防災資機材の管理状況、これまでと今後についてというお話でございました。本町におきましては、平成27年度以降、国の社会資本整備総合交付金事業によって各地区のまちづくりセンターや小学校の敷地内に防災倉庫の建築を行い、倉庫内の備品の整備を進めてまいりました。倉庫内には水、乾パンや炊き出し用の非常食のほか、避難所開設や負傷者の援助に必要な物品として避難所用マット、毛布、簡易トイレ、屋外用テント、照明器具、発電機、リヤカー、担架、救助用の工具などを町で整備するとともに、いざというときに備え、平時から各地区の防災訓練等のときに使用いただいている状況であります。また、昨年度はコロナ対策ということで国の新型コロナ対応臨時交付金を活用して消毒用アルコール、ウエットティッシュ、防護服、ゴーグル、マスク、非接触型体温計、パーティション、段ボールベッドなどについても整備を図ったところであります。今年度も訓練等で使用した分の非常食を補充を行うとともに、昨年度に引き続き避難所開設時における感染防止対策として、屋内用テントの整備についても検討しているところであります。先般5月20日に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、自治体から出される避難情報についても避難勧告が避難指示に一本化されるなどの変更がありました。これについては、さきの町政座談会と6月1日号の広報にチラシを全戸配布させていただいております。甚大な被害をもたらした令和元年度東日本台風、いわゆる台風19号等において避難しなかったり、逃げ遅れたりすることによる被災、豪雨浸水時の屋外移動中の被災、高齢者等の被災が多く発生したことを受けて、今回の国の法律改正になったものと伺っております。緊急時の情報共有につきましては、国民の生命、財産に重大な危機を及ぼす災害が発生または発生するおそれがある場合、防災行政無線による放送、広報車による巡回広報、各集落の自主防災組織と消防団による周知等で情報伝達を行っております。また、町のホームページ上には災害時トップページに災害情報を表示したり、個人の携帯電話に緊急エリアメールを流す仕組みを整えております。緊急時に町民の皆様に必要な情報が迅速かつ正確に伝わるように、現在整備している防災行政無線のデジタル化に併せ、情報伝達手段の多重化についても引き続き検討をしてみたいと、このように考えております。

以上であります。

議 長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8 番（赤塚英一君） それでは、私のほうからも再質問という形でまた質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

今町長からご答弁ありました。コロナ禍でも緊急時、避難情報の変更というの、これは今盛んにマスコミ等でもお話されていますし、多くの方に大分周知してきたのかなと思います。では、その避難情報を受けて避難した場合、少し考えてみたいと思います。そこで、やっぱり自助、共助、公助という部分があるわけですが、我々は公助の部分を考えていかなければならないかなと思っています。そこで、避難したときに何が大切かなと考えたときに、一般的には衣食住の部分です。着るものに関しては、なかなかいろんなサイズだとか趣味だとかいろいろありますので、その状況、状況によって避難されるときにお持ちになる方が多いのでしょうかけれども、食と住の部分考えていきたいと思います。避難所、よくテレビなんかで避難している場面を見るわけですが、そういうとき体育館だったり、ホールだったり、そ



ういうところに皆さんがそれぞれの場所で過ごされるシーンがよく見られます。短期間で3時間とか長くても1晩とか、そのくらいであればそれでもいいのでしょうかけれども、これが長くなってくると、やっぱりプライバシーを守ってくれるのが非常に、プライバシーを守れないことによってストレスがたまってくる。それによっていろんなトラブルが発生したり、具合が悪くなったり、いろんなことが考えられると思います。先日も赤十字のほうから分会のほうにテントの寄附ですか、もらったのですよね。あれやっていたけれども、あそこでもちっちゃいテントも……贈呈するわけではないのですけれども、見せるだけで、赤十字の方は見せるだけということで持ってきたので、非常に悔しいなと思って見ていたのですけれども、ああいうテントがあると非常にいいのかなと思って、ちょっと今回こういう質問をさせていただきました。ああいうテントが、以前も6番議員もたしかそういう形でプライバシーを守るということでいろんなパーティションなりなんなりという話しされていたと思うのですけれども、そこまでしなくても、例えば普通にテントを張ればいいのではないかなというふうにおっしゃる方も中にはいらっしゃいます。そこでいろいろ調べましたら、室内用のテントというのもあるのです。そういうのを準備することによって、一定の避難された方のプライバシーを確保できるのではないかなと思うのですけれども、実際その辺あまり、これまで整備の話って出てきたかと思うのですけれども、その辺実際避難計画とか、そういうので整備関係、お話って出ているのでしょうか。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

ただいま議員のほうから室内用にテントを使ってどうかというお話でございました。先ほど町長答弁でもございましたが、屋内用のテントの整備についても検討していくという答弁をさせていただいたところでございます。私どものほうでも、実はテントといいますと様々なメーカーがあるわけですが、中でもテントに関係があるという株式会社モンベルさんと災害のときの協定ということで結んだ経過がございます。災害に限らず、連携と協力に関する包括協定というものでございますが、平成30年の8月に協定を交わしているところでございます。中には自然体験であるとか、子供たちに関する事、あと地域の魅力の発信とかありますけれども、その中の一つに防災意識と災害対応力の向上に関する事ということも1項ございます。これらもあるということもありまして、モンベルさん、もちろんテント等も自社製品ということで作ってございまして、なおかつ災害を意識した形での製品開発も行っているようであります。資料を見ますと、すばらしいテントということでございますので、一度こういったものを現物を確認をさせていただきながら、実際に機能性なんかも確かめてみたいなということで考えているところでございます。なお、今年度において新型コロナの地方創生臨時交付金を活用して、そういった備品整備についても考えているところです。今話になっております避難所用のテントのほか、段ボールベッドでございませうとか、それからパーティション、マット、こういったものについても今後、まだ予算化はしておりませんが、計画をしまいたいと考えているところです。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 今当町では非常にご縁のあるモンベルさん、そういう協定結んでいるわけですから、これはどんどん相談されて、いろんな形で使えるものってあるかと思えます。モンベルさんに限らず、今最近いろんなところでいろんなもの出ていますので、特に当然テント的なものはふだん生活するスペー

スとして、ふだん生活するスペースっておかしいですけども、避難所で生活するスペースとしても重要ですけども、例えばトイレなんかでも建物のトイレ、今ほとんど水洗です。それは水が使えない場合なんかでも当然出てくるでしょう。トイレを使わなければならないときが出てくると思います。そういうときなんかのためのちょっと小さめの簡易トイレとか、あとは着替えとか、そういうのを使えるような小さめのテントであったり、そういうのもあるようですし、特にやっぱりこういうプライベートに関しては、私なんか男なのでよく分からない部分いっぱいあるのであれですけども、女性なんか特にいろんな形で考えなければならないところあるかと思えます。例えばちっちゃいお子さん、まだミルクを飲まれているようなお子さんなんかがいらっしゃる方なんかだと、まさか避難所で何十人もいるところで授乳というのはなかなかいけないではないですか。やっぱりそこはちゃんとしたプライベート空間を確保できるスペースというのは絶対必要だと思います。では、どこかの部屋使えばいいではないか、確かにそれもあるのですけれども、やはりそれよりもちゃんとした自分のスペースを確保できる状況というのは重要なかなと思えますので、そういうところをぜひ考えていただきたいのが1つあるのです。あと、もう一つがこの議会でも始まった時点から非常にいろんな形で出ています新型コロナウイルス感染症、こういうのがあった場合、例えば避難所で熱が出ましたよなんていったら大変な話ではないですか。単に風邪でも。それを例えば隔離するような医療用のテント、こういうのもやっぱり必要なかなと思えます。最近、大体大人2人が90分ぐらいで建てられるテントというので、どういうわけか私のネットの中にポップアップの宣伝ということで出てくるのですけれども、最初何で私のところへ出てくるのかと思って見たのですが、でもこれは便利だなと、90分ぐらいで建てられる。かなり広いのです。そういうのもあれば、当然避難所での安全対策、特に感染症、病気、こういうのに対しては非常に有効なかなと思えます。そういうのも今後検討していかなければならないかと思うのですけれども、ただいかにせん高いのですよね、値段が。やっぱり80万円から100万円ぐらいするような機材なので、では町で持っていたほうがいいのか、それとも例えば消防のような広域行政で持ったほうがいいのか、または県で持ったほうがいいのか、これはいろんな自治体で判断があるかと思えます。この辺どのような考えあるか、少しお聞きしたいと思えます。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

先ほどの話の中で、簡易テントといいますか、屋内用のテントにつきましてはなかなか私どもも試す機会がないということもございまして、一方では避難所の中では、先ほど来申し上げておりますように、パーティション等については相当の数は用意をさせていただいているということもありまして、そういったものと併用しながら機能性とか効果について確かめていく、実際に確かめていく作業はやっぱり必要なかなということ考えているところです。あと、それから隔離用の医療テントというお話でございました。そちらにつきましても値段が非常に高いということもあって、なかなかまず一つ試してみようかという勇氣はなかなかないというところでございます。実際そういったものについて、さきに導入されているところを確認したりとか、場合によっては広い範囲で、例えば県の単位とか、あるいは広域の単位とか、そういったもので導入をして、お互いに必要なときに即座に貸していただけるといった環境整備も考えられるのかというふうに考えております。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8 番（赤塚英一君） ぜひ検討していただければと思います。特に室内用テント、普通の野外用のテントなんか、ドーム型のあるわけですから、そういうのも代用も利くと思いますし、しょっちゅう、しょっちゅう避難しているわけではないので、ふだん使わないわけですから、ふだん使わなくても屋外用であれば、例えばしらい自然館だったり、キャンプ場だったり、そういうところで使って、実際ふだんから使って使い方を身につける、研修なんかで、そういう形もできるでしょうし、室内テントであれば、例えば小学生、宿泊体験でキャンプの体験することが多いわけですから、天候であったり、中には熊が出たなんていう話もあるでしょう。そういうときなんかでも、例えばふだんからそういうのを使って、体育館なんかでも体験できるでしょうし、そうすれば使い方もふだんから子供たち、自分たちで身につけることもできるのです。万が一なんかというときも子供たちが率先して、こういうのできるよというのをどんどん、どんどん我々大人に教えながらやってくることもできるかと思いますので、それは課を横断して、例えば教育委員会だったり、企画だったり、いろんなところで協議しながら効率よく使っていただければと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

テントのほうはこんな形で終わりたいと思いますけれども、避難のことで防災資機材のことでお話しさせていただくに当たって、実は3月のときに、年度末に防災のほうで緊急時の食料を備蓄している、そんなに多くはなかったのです。僅かこのぐらいだった、1箱か2箱か、そんなものだったのですけれども、もう賞味期限が切れてしまって廃棄処分をしました。たまたまそこに私立ち会ったといいますか、たまたま偶然通りかかって、廃棄しなければならぬという話を聞いたのです。そこでローリングストックというのあるのだけれども、こういうのを考えていかなければいけないねというのを担当者と話ししたのですけれども、やっぱり資機材、特に食料、これは避難してきたときあるとないでは大違いと考えています。この辺の管理の方法、私今回ローリングストックという形で話しさせてもらいますけれども、その辺担当する課長として、何かご所見お伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

遊佐町のいわゆる資機材庫の整備については、先ほど町長答弁のとおりでございます。その中でも様々な食料品ということで備えて整備を図っているところですが、まだ数が不足している部分もございますので、そこは計画的にそろえてまいりたいと考えているところであります。食料、水につきましては、県からのアルファ化米の払下げということで、無料で活用しているというものもあるようでございます。また、ご指摘のありました消費期限等が迫り、あるいは消費期限等が過ぎてしまって使えないというものについてはローリングストックという考え方に基づいて新しいものと取り替えるという作業も行っているところでございます。ただ、その際どうしても使えないということで、廃棄をしてしまうということも少なからず出てきたということは報告を聞いております。住民の避難生活に必要な日数分の食料確保というのは、やはり私どものほうでも責任を持って行っていく必要があるかというふうに思いますが、一方で予算も相当かかるということもありまして、十分なだけの幾らあれば十分なのかという部分についてはなかなか判断が難しいというところでございます。現実的にはそこは公助と、それから自助の関係でございまして、自助の一環として町民の皆様にもご協力をお願いして、例えば3日分ぐらいの食料についてはご家庭で準備していただくという備えをお願いできればということでこれまでもお願いをしてきたということでござ

います。

以上です。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） おとしですか、たしか遊佐中学校で給食がどうしても機材の関係できなくなって、そのときに非常食を中学校に持って行って、生徒たちが食べたと、給食代わりにいただいたという話を聞いていました。そのときは、本当に非常時の給食の代替品という形でしたけれども、例えばそういうのを定期的に、避難訓練ではないですけれども、そういう形で災害時の訓練という形にして消費するというのも一つの方法かと思います。やっぱり子供たちは、そういうのは非常に柔軟性があるといえますか、順応性があるといえますか、そういうのがありますので、子供たちが率先してそういう非常食の作り方、方が一大災害があったときに緊急時の十分な人手として協力いただける可能性もあるかと思います。そういうのを計画的に入れ込んでいくというのは非常にいいのかなと思います。そうすれば、ローリングストックという形で、古いものというのは失礼ですけれども、賞味期限内のものを適切に使いながら訓練ができる。私たちも年に数回、町の主催で避難訓練していますけれども、そういうときなんかでもいいでしょうし、使って食べてみる、その食べ方も学んでみると。例えば作り方、水の加減はどうだとか、そういうのも訓練としてあってもいいのかなというふうに思っていますので、この辺は今課長おっしゃるとおり、自助の部分が一番重要だと思います。そこを補填するといえますか、補助する部分としての公助の部分として重要かだと思いますので、その辺はいい形に研究していただければと思います。災害の資機材の管理状況の計画という形で今後も考えていただければと思いますし、そういう形を取っていただければと思います。

あと、もう一つ、これはちょっと面倒くさい話になるかと思いますが、情報の共有の部分、これを少し考えていきたいと思っています。以前からこの議会でも話題として出てきます。防災行政無線が聞こえないと。私もうちにいるときなんかだと、サイレンは聞こえるのですけれども、何しゃべっているかわからないというときがよくあります。今の家というのは、非常に密閉性が高く、防音性も高く、なかなか外の音が聞こえません。防災行政無線、外で例えば仕事されている方、例えば田んぼとか畑なんかで作業されている方、あと工事なんか外にいらっしゃる方なんかだったら聞こえるのでしょうけれども、中にいると聞こえません。そういうときに、やっぱり情報共有の方法を考えなければならないのかなと思っています。あるデータで、災害時の情報収集の方法というアンケート結果が出ていました。約6割強がテレビ、ラジオ、テレビに至っては57%と非常に高い情報収集の方法として考えられているというところでございました。でも、テレビって割と電気が災害時、本当に発生して大変なとき、先ほど自然のエネルギーの話も出ていましたけれども、電線が切れてしまったりすると、停電なってしまったりするとテレビなんてほとんど見れません。中には乾電池で動くテレビもありますので、一概には言えないのでしょうけれども、でもラジオはそのとき生きていけばいいのかなと思って、私今回ちょっと提案させていただきたいなと思って考えています。酒田市、ハーバーラジオさん、これコミュニティー放送でやっているわけですが、同じような形で遊佐町ができないかなと。FMラジオであれば、いろんな形でラジオは災害時の避難のツールとしてお持ちになっている方ってたくさんいるかと思いますが、その中でFMラジオが入るものであればFMという方法で情報伝達できないかなと思っています。この辺いろんな技術的なものは

あります。例えば動かすためには当然機械も必要ですし、そういう機械を動かすための人材、これは国家資格の免許が必要だということも考えられます。これが全ていいとは思わないのですけれども、その辺は近くに非常にお隣の市でコミュニティーFMというものをやっているわけですから、そういうところと相談しながらいろんな形で進めていくのも一つの方法かと思うのですけれども、その辺課長、いかが思われますでしょうか。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

災害時の情報の伝達方法というお尋ねだったと思います。ご指摘のとおり、防災行政無線に関しましてはいろいろと多くの町民の皆様からご意見を頂戴しているところでございまして、今現在答弁にもありまして、防災行政無線のデジタル化ということで予算を計画的に毎年かけながら更新をしている最中でございます。ただ、これデジタル化をしたからといって聞こえがすばらしくなるというものではないということもお話を申し上げていたとおりでございます。防災行政無線には、一定程度のやはり限界があるのかなということは認識をいたしているところでございます。そこで、テレビ、ラジオという話がありました。中でもラジオについて活用を図ってみてはというお話でございました。実際FMラジオについては、隣の酒田市のほうではハーバーラジオという話もございましたし、日常的に聞ける状況にあるということでございますが、なかなか本町においてはそういった状況にないという中で、具体的な本町でも聞ける方法については私もちょっと知識的に持ち合わせがないのでございますが、やはり幾つかの障壁といいますか、障害といいますか、壁があるのだろうというふうに思います。そういったものについては、少し状況を研究させていただきたいなということでもあります。それ以外の方法でも、そういった情報伝達についてないかどうか考えていきたいというふうに思っております。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 以前からお茶飲み話の中では、よく防災行政無線使って行事なんか、例えば昨日みたいに聖火リレーありますなんて、もうすぐ始まりますよなんていうのを宣伝ではないですけども、広報としてやるのはいいのではないのみたいな話をしていたのですけれども、やはり防災行政無線を使った場合、受信の状況が大変なわけです。防災行政無線を受信できるラジオってあるわけですけども、高いわけですし、それしか使えない。防災行政無線なんかだと、常に流れているわけではない。発生したときに発生しただけしか話さない。そういうのを考えれば、ふだんからいろんな情報を発信できるツールとして持っていて、災害時には災害優先で使えますよという形は、それも安価にできるような、受信するほうが安価な形で情報が得られるような形であれば、非常に楽とかいう言い方はおかしいですけども、非常にいいのかなというふうに思って今回提案させていただきました。考え方としては、非常時のものをふだん使うではなくて、ふだん使っているもの非常時に使えるような方法を考えたいよねというのが今回の発想ですので、その辺も含めて以前から言われている情報伝達、これは広報もそうですし、こうなってくるとやっぱり当然広報所管している企画だったり、例えば先ほどの災害備蓄の部分での協力となれば教育委員会だったりとの協力も当然出てくるでしょうし、多岐にわたって出てくるかと思えます。そういうのを含めて、今平時で何も起きていない、緊急、今すぐ命に関わるような話がどうこうという話はありません。強いて言えばコロナウイルスぐらいの話ですので、それを含めていろんな形でいろんなときにどう

やって対応していくかを考えたいなと思って今回提案させていただきました。大分駆け足でちょっと話しさせてもらったのですけれども、この辺総括的に町長、何かご感想あればお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 医療用の隔離を行うテントというのは、この間実は日本赤十字でちょっと見せていただいたときに、これもらえるのかなと思ったらそのまま持ち帰ってしまったので、ああいう形のいいやつがやっぱり自治体としては必要なのかなという思いを非常に強くしたところでした。ちょうど高瀬地区で赤十字奉仕団という団体持っていますので、そこに贈呈という形だったのですけれども、あの医療用のちっちゃいのが非常に残念だな、あれもらえればなど、私自身は本当に欲しかったなという思いです。ただ、国の総理大臣は災害時は自助、共助なのだななんてよく言っていますが、私は町としては公助の充実を図るべく、町としては最大の責務を負うというのは間違いない事実だと思っています。特に今年度からデジタル化推進室という形で情報統計にワンセクション設けました。この間担当者ちょっと話ししたのです、係長と。デジタル化推進室が災害時にどのような役割を担わなければならないか、まずは係の中でしっかり、3人ですけれども、議論してもらえないかと。それを次の段階の係、それから担当者、庁舎内にそういう提案をいただけるならありがたいということを私も申しました。そういうデジタル化推進室を担っている職員が、町は我々はその係の中でどんな遊佐町に対して仕事ができるかしっかり考えましょうというように言ってくれましたので、これには非常に心強く感じました。やっぱり何をやるかというよりも、まずはどういうことができるかをしっかり想定しながら議論して、そして検討してもらえると、そんな職員が育ってきたことを大変心強く思っていますので、これから、今スタートしたばかりですから、それらの成果が出てくることを期待をしております。

以上であります。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） ただいま町長のほうからICT推進室の話が出ました。ICT推進室ということで4月からそういう名称で、これまで情報統計係と称しておりましたが、係の名称を変えながら、やっていく中身についても少し豊富化をしましょうということで始めたものであります。国のデジタル庁を中心とした動きで情報を入手する窓口という役割、また各課で取り組むデジタル化事業を一元的に管理することも併せて係の使命ということで認識をしているところでございます。町長先ほど申しあげました中で、係として3つほど目標を掲げた中の一つに防災、災害対策というものも掲げてございます。具体的に申しあげますと、災害時に開設をされる避難所の運営に必要なコミュニケーションツールの導入なんかを図っていきましょと、そういったことで今、これから形としてなってくるのでしょうかけれども、検討の段階であります。ちょうど議員の皆様もお使いのクラウドということで、グループセッションのような形で利用しながら必要な情報を取り込めると。これは、最初の段階はやはり職員間でのという活用になるかと思いますが、だんだんこれを発展させていけば、場合によっては町民の皆さんもそういったものから自分が必要とする情報を得ることができるということも将来的には考えていけるのではないかなということで、今係を中心に考えておりますので、そういった活用も図られればと思っております。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8 番（赤塚英一君） 一番最初のテントもそうですし、食料もそうですし、今の情報もそうですし、やはり公助がしっかり土台としてあれば自助、共助も生きてくると思います。全てが全て自助、共助に任せられるものでもないでしょうし、やはり行政でなければできない部分というのは当然あるわけですので、そこはうまく具合にバランスを取りながらやっていただければと思いますし、やはりそのときにならないとなかなか何が必要なのかって分からないです。私も数年前に、五、六年前ですか、豪雪のときに2晩福島県で車の中で泊まりました。情報を知りたいといっても、インターネットでは訳の分からない情報ばかりだし、ラジオをつけても、テレビ見ても、パン屋さんの配達からパン配達できないのだから、みんなに配りましょうなんて、いい話ですねと、確かにいい話なのです。そればかりもらっても、今自分がどの位置にいて、その道路がどうなっている、この先どうなるかという情報が入ってこないのです。ましてテレビとかとなると広域になってきますので、なかなか分かりません。かといって2日間のうちおにぎり1個、お茶1本渡されて、すぐ近くにコンビニもありましたので、歩いて行ける部分にありましたので、よかったですけれども、つらいものがあります。そういう部分では、適切な情報を適切なときに受けられる、必要なときに必要な物資を受けられる、重要なときに設備を使える、そういう状況というのは大切だと思いますので、そういうのをぜひじっくり考えていただいて、我々もない知恵を働かせながら協力したいと思いますので、ぜひ一緒になって町民の安全、安心を確保していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

終わります。

議長（土門治明君） これにて8番、赤塚英一議員の一般質問を終わります。

2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） それでは、私からはこの時間帯ソフトなトーンで質問しますと皆さんの体調にも障ると悪いので、少しめり張りを利かせて質問に入らせていただきたいと思います。

私からは、問題となる空き家を増やさないための対策はということで、全国的に問題となっております人口減少と空き家予備群という関連について質問させていただきたいと思います。全国的に空き家の問題が深刻化する中、2015年2月に空き家等対策特別措置法が施行されるが、我が町ではいち早く平成24年度、2012年から空き家バンク制度が始まり、その制度を通して令和3年3月31日まで145軒の空き家が登録されて、これまでに92軒が成約となっています。令和2年度は5件の空き家が成約となっており、かなりの成果を上げているのではないのでしょうか。その背景には、いち早く空き家対策に取り組んだ行政トップの決断と支える職員、現場で日々調査と巡回をされている集落支援員の活動の成果だと思います。しかしながら、成約件数とは裏腹に毎年空き家は増え続ける傾向にあります。5月号の遊佐町広報では、令和2年度の我が町の空き家調査結果では再利用が可能な空き家から危険が切迫して解体が必要とされる空き家まで合わせて492戸の確認がされており、現在の総世帯数4,970世帯から見ると約1割の空き家がこの遊佐町にあることとなります。

毎回広報の遊佐町の人口を見るたびに、人口は減っているのに世帯数は変わらない、そんな傾向に不思議感を感じるのは私だけでしょうか。我が町では、長年農業が基幹産業であり、少し前までは3世代が同居する大きな家族構成が多かった時代もありましたが、専業農家から離れる若い世代では実家から離れ、夫婦と子供から成る核家族世帯が増加の傾向にあり、世帯数は減っていない状況であります。健康福祉課

より頂いた資料から町の人口を見てみると、平成元年は2万323人の人口でしたが、平成10年では1万8,878人、ここ10年間で1,445人の減、また平成20年の人口は1万6,678人、平成10年から平成20年までの10年間で2,200人の減、そして令和2年の人口は1万3,534人で、32年間で約6,789人減少しております。年間平均212人の人口減となっております。また、令和3年末では1万3,294人の人口で、240名昨年より減少しております。その中で世帯数を見てみると、65歳以上の独り暮らしは平成元年では155人でしたが、令和2年では753人、老人夫婦のみの世帯も年々増加の傾向で、平成元年では193世帯でしたが、令和2年までに596世帯と増加していて、実家には高齢者のみが残る世帯が増えています。全てに該当するわけではありませんが、空き家予備群が急速に増えていく傾向にあります。我が町では、空き家になってからの対策は、かなりできていると思います。がしかし、空き家になる前の対策は全くと言っていいほどできていない状況ではないでしょうか。参考までに、この空き家予備群とは平成30年度の第527回の一般質問の中で町長答弁にて発言がありましたので、引用させていただきました。このことから、我が町でも今後5年から10年後には空き家がさらに加速して増えることは間違いありません。

一言で空き家と言ってもいろいろな空き家が存在します。相続登記がされていない、相続人が増えて手が出せない、相続放棄されている、所有者が意識確認のできない状況である、このような状態が続くと問題になる空き家となり、危険空き家となっていきます。さて、相続とは一般的に家族構成の中で法律に基づいて行われますが、現在の法律では相続が発生し、相続を受けてから3か月以内に裁判所に申立てをしないと相続人として確定することになっています。また、相続登記も任意であり、現在の法律では義務化になっていないため、登記をしない、またできない場合が出ています。最悪なのは、何代も相続登記がされていなくて、先々代の祖父の名前になっていたりすると祖父の兄弟や親の兄弟など、家系図をたどり相続人の承諾を得るまでかなりの費用と時間、そして労務がかかることを相続を受けて初めて知ったりします。全てがそうではありませんが、中には親族というだけで、回り回って知らない相続が押し寄せてくるといった場合もあるそうです。地元に住んでいない、また遠い親戚で会ったこともないのに相続しなければならないのか、不動産財産だけではなくて負債財産までもが相続としてついてくる時代で、今後相続放棄などにより空き家となり、危険空き家が増えて、行く末には行政代執行による家屋の解体、さらには解体費の回収ができなくなり、財政にしわ寄せが来て町民の税金の増額につながっていきます。そんな事態に陥らないために、今から自分の財産がどれくらいあるのか、また誰が相続するのか、相続登記はしっかりと登記できているのか、町民の皆さんに確認してもらうための周知と対策ができないか。相続に関しては個人の問題で、一般的には余計なお世話と言われそうですが、相続登記の確認や空き家になったらどうしようなどの相談の場の開設など、若い世代でも新築の家を建てた時点で既にもう相続は始まっています。早い段階で町がサポートできることはあるはずです。現状の空き家対策から見る町長の今後の対策と考えを伺い、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、2番、那須正幸議員に答弁をさせていただきます。

空き家を増やさないためにはというお話でしたが、ちょっとこれまでの遊佐町を振り返ってみたいと思います。行政の最大の目標というのでしょうか、中心部をしっかりとどうやってよくするか、そして昭和の時代はまさに右肩上がりの最盛期、成長期でありましたが、たしか遊佐町ではエルパができたとき、それ



から遊楽里がオープンして平成8年、9年のときが工業出荷額、商業統計の売上高、一番多い時期でありました。町内には縫製会社、それから電子会社等、遊佐TDKをはじめとして電子会社等が本当にいっぱいありまして、町内で働いていた皆さんがしっかりと町内で買物をしていただいたという時期があったと思っています。その当時は、定住促進とか移住、定住という策は遊佐町では打ち出したことはありません。その積み重ねで昭和の時代と平成の20年間で、昭和の最後の20年間、平成の20年間、1年間の人口が昭和の時代の倍以上減少していったのが平成元年から20年間のデータ、電算統計見れば示されております。私が就任してから22年の8月にこのままの状況では人口減少がひどいものだと、減少の数がという思いで定住促進懇談会をまずやって、よそ者、若者、当時はばか者と言われた皆さんの意見を聞いてみようということで始めまして、24年度の、いわゆる25年1月に2年半かけて定住促進計画の計画として整えて以降、定住促進元年として集落支援員の配置、そして企画課の中に定住促進係を独立させてこれに対応していこうという形で施策を進めてきました。人口の多くなる、少なくなるというのは、今やっていることが多分10年後、20年後にどういう形になるかというのがデータとしてしっかり確認できるのだと思っていますので、今やっていることがそのままあしたからデータとしてよくなるということはまずほとんどないのだと思っています。そんな意味でいくと、今年度、2021年度、宝島社の田舎暮らしの本、住みたい田舎ベストランキングで総合で町の部門で遊佐町が全国で5位になったということは画期的な積み重ねの成果として受け止めていいのだと思いますし、この歩みをやっぱり今後も続けていかなければ地方の田舎の町はどんどん、どんどん衰退に拍車がかかるということも間違いのない事実だと思っています。隣の八幡に住む方から、我々はもう合併したから、下々の声が行政に届かない町、地域になってしまったと言われたことがある会議でありました。遊佐町はどうですか。遊佐町は合併から残念ながら外された町なのですよと言ったら、いや、おまえは外されたならば、俺のほうはだまされた町だというような言い方を社長が言っていましたけれども、そんな中でやっぱり少子高齢化や人口減少、どんどん、どんどんまだまだ進んでいるということは間違いのない事実ですし、特に合併した鶴岡市、酒田市、鶴岡でいけば朝日村と旧温海町、八幡でいけば松山と八幡が核を持っていないということで物すごく人口の減少率が、酒田市全体としては減っていますけれども、旧八幡の升田の辺ではお寺絡みも酒田に移るのだという方もいらっしゃるということで、やっぱり地域が大変だということをぼろっと話してくれる先輩もいる状況です。

全国的に空き家が増加し問題となった本町において、平成18年に空き家バンクを設置しましたが、その後平成24年にI J Uターン促進協議会、これI J Uというのは普通はU I Jとかというのですけれども、I J Uとすることによって移住という形をもじりながら移住ターン促進協議会を発足させ、空き家の利活用による定住施策を進める一方、管理不全の空き家対策として平成25年には空き家等の適正管理に関する条例、遊佐町として整えました。さらに、平成31年3月には空き家対策を総合的かつ計画的に推進していくため、遊佐町空き家等対策計画を策定し、空き家対策に取り組んでまいりました。現在の本町の空き家の状況につきましては、令和2年度に実施した空き家実態調査により、小規模の修繕により再利用が可能なランクAの空き家が105軒、管理が行き届いていないが当面の危険性がないランクBの空き家が95軒、今すぐの危険はないが老朽化が著しいランクCの空き家が120軒、危険が切迫していて解体が必要とされるランクDの空き家が171軒、議員もおっしゃるとおり、計492軒の空き家が確認され、近年では毎年15軒前後の空き家が発生しているものと思われる状況です。このような状況の中、本町ではさきに述べました対策

計画に基づく空き家の発生予防、管理、利活用、除去についての対応を行っております。管理についてはシルバー人材センターによる空き家の見回り支援や空き家敷地内の管理、NPOいなか暮らし遊佐応援団による空き家バンク物件の鍵管理や簡易清掃等を行っております。利活用については、空き家バンク登録制度による空き家活用の推進、町が10年間借り受け、リフォーム後に貸し出すリフォーム空き家、空き家再生地域おこし活用店舗、移住体験用のお試し住宅としての活用、空き家バンク登録物件のリフォームや家財道具処分時の費用助成による利活用の促進に取り組んでおります。除去につきましては、老朽危険空き家を解体する際の費用補助を行ってまいりましたが、今年度からこれまでの市町村県民税非課税、または均等割課税のみの者といった補助対象者の条件を撤廃し、補助利用者の拡大を図り、補助限度額も一律補助率2分の1を限度として、最大で50万円としていたものを一部60万円に引き上げ支援を行っております。

議員から質問がありました空き家になる前の対策につきましては、空き家の発生予防として対応してきました。空き家の発生を防ぐには、所有者の方から空き家の管理は所有者に責任があること、周辺に迷惑かからないよう適正な管理が必要であること、適正が相続や登記が必要であることを知っていただく必要があると思われまふ。この対策として、固定資産税の納税通知書の発送時に町の空き家状況、空き家バンク制度や各種補助、相談窓口等をまとめた周知チラシを同封しております。今年度も町外に居住する空き家、空き地の納税管理者宛てに970通送付しております。また、固定資産税が課税になる方々には納税通知書類と一緒に土地、家屋の所有状況、課税標準額を記載した課税明細書を毎年送付しておりますが、免税点以下の税金が出ない方へはこれまで納税の必要がないこと、法的に特に規定がないことから何も通知等はしておりませんでした。しかし、固定資産税に係る各種問合せから土地、家屋などをお持ちでも相続確認ができないと思われる所有者の方々が多いと感じており、実務的にも納税義務者がお亡くなりになった際には通知等を送付するための相続関係者を特定する事務はかなり膨大な作業、時間を要しているところでもあります。このことからご自身がお持ちの固定資産を確認していただくこと、その後の相続につなげるための意識啓発を目標として、3年に1度の固定資産税の評価替えの年でもあります今年度初めて税金が出ない方々へ土地家屋名寄せ帳をお送りすることとし、去る5月末付で送付をさせていただいております。今後も評価替えの年度にこれらをお送りする予定であります。さらに、相続に関する相談に対応するため、県の宅建協会や県司法書士会等の協力を得ながら年1回空き家無料相談会を開催しております。今年度も新型コロナウイルス感染状況に配慮しながら開催したいと考えております。

相続手続が進まない原因としては、相続登記が義務化されないということから先送りしているとか、相続者が複数または遠隔地に住んでいる等の理由から手続が複雑になっている相続者同士のトラブル、相続者であることを理解していない等が考えられますが、これらを防ぐにはあらかじめ家族、親族で話し合うことが肝要であります。実際には機会がない、話しづらい、専門的知識が必要なため分からないと考える方も多いと思っております。この解消のため、これまでの対応に加え、高齢者が参加する健康づくり事業等の機会を利用した周知、司法書士等と連携した地区単位での相談会の開催等により町の空き家の現状、相続が身近な事柄であることを知っていただき、家族、親族で相続について考える雰囲気醸成しながら、より個別に相談しやすい体制を構築していくことが必要と考えております。今後も空き家の発生を抑制しながら、庁内各部局、関係団体、区長をはじめ町民の皆様と連携して空き家対策に取り組んでいく予定であります。

以上であります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） ただいま町長答弁をいただきました。私が聞きたいことの内容全てをご説明いただいたのかなと思っております。私がここでお話をしたことで、ぜひ皆さん今日うちに帰ったら俺の財産はおまえさんにやるぞ、相続になったかなってないか確認してみるからのと、そういうふうな行動をぜひ起こしていただければ、今日ここでの発言の意味があったのかなと私は思っております。相続というのは、私も昨年に父を亡くしました。両親2人とも亡くしたわけではありますけれども、いつ相続が発生するかというのは分かる方もいれば分からない方もいらっしゃいます。その相続を自分が受ける、もしくは私が受けることができないというの分からないわけでありまして。これは、相続が発生して初めて分かるわけでありまして。ただ、相続が発生したときには既に空き家となる可能性があるということです。冒頭に言いました。私は、遊佐町は空き家に対しての対策はとてよくできていると。もっと予算をつけて、人材を雇ってもっとやればもっといい成果が出るのではないかとというふうに私は思っております。そこにとやかく言うあれではないので、私はあくまでも空き家になる前の対策を考えていただきたいと思っております。今ここでお話しすると副町長がうんうんというふうに首を振っておりましたが、実はこれは前回30年度には副町長が総務課長のときにもこういったお話が多分出たのです。そういったところも少し見せていただきましたけれども、やはり空き家になる前の対策というのがいかに大切かというのを私も感じたところでもありますし、ぜひ若い方々が積極性を持って、おやじ、財産ってどうなってるのだと、俺の家の財産は誰に行くのだとか、そういう機会を持っていただければいいのかなと思っております。空き家となりますと、必ずなる前から固定資産税、先ほど町長がお話がありました。今現在は、空き家になったところの固定資産税にはチラシを入れていると、1枚つづり私もA4を頂いております、空き家バンクに登録とか、いろいろなチラシがあります。ぜひそれは現在固定資産税を払っている方々、該当する方々の通知書にもぜひ入れていただきたいなど。遊佐町では、空き家になる前の対策を取っていますと、空き家になってからは空き家バンクがありますが、ぜひ空き家になる前に皆さんの意思のご確認をというふうなちょっと柔らかい感じで、そういったものを私にも固定資産税があるので、固定資産税の通知が来ますので、そういったところに入れていただいて、相談窓口などを設けていただければありがたいかなと思っております。これはあくまでも余計なおせっかいでありますけれども、今の世の中余計なおせっかいが大切なときではないかなと私は思っております。その中で空き家となりますと、やはり固定資産税を誰が払うのだというふうな形になります。中には、先ほども言いましたが、自分の例えばおじさんの財産がいとこの末端に回ってきたりとか、例えば北海道にいる遠い親戚の財産が誰も相続を受けなくて相続放棄をして自分に回ってくるというのは現実にあるわけなのです。その中で、やはり町としてはたまっていく中で固定資産税の納付をしない方々も出てくると思います。中には不納欠損といって固定資産税たまっていて相続登記をしていなくて、もしくは相続放棄をした方々の件数が、先ほど400、500軒ぐらいの空き家があると申しましたが、その中でどのくらいあるのか、ちょっと町民課長にお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） お答えいたします。

令和2年度につきまして、不納欠損となった家屋は42軒ございます。そのうち相続放棄という形で亡相続財産となったものは計12件となっております。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 相続放棄ということで亡相続財産という形になっています。これが12軒遊佐町では発生しているということであります。この亡相続財産になるまでには、やはりかなりの年数がたっているのではないかと。全国的な統計から見ると、約20年間はかかっているという統計が出ておるようでした。その20年間の中で、例えば先ほど言いました祖父母の代のおじいさんの名前になっていたりすると登記簿を取ってからそこに発送して判こをもらうまでにかかなりの時間がかかる、そして経費もかかる。そんなことを考えますと、やはりこの年数というのはかなりかかるのではないかなと私は思っております。この亡相続財産になるまでは、やはり相続放棄をして、家庭裁判所かどこかに手続をして、財産の相続をする方が担当して、例えば遊佐町に亡相続財産になった中で固定資産税として見込みがある金額、件数というのはこの12件の中では今のところあるのでしょうか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） お答えいたします。

まず、亡相続財産につきましては裁判所のほうが弁護士を管財人として適任しまして、管財人が債務処理等の事務を進めた後に当町に納付可能額が提示されるという流れになります。かなり期間も時間がかかるかなというふうに思いますけれども、ほかの債務者との案分になるわけですけれども、ほかの債務について前もって把握することは私どものほうではできないため、納付可能額がどの程度になるかというのも提示されるまでは分からないというのが現状でございます。ただ、仮に12件全てこの令和2年度に亡相続財産として出た、12件全ての財政を回収することができた場合ですけれども、こちらのほうは建物で約26万1,000円と見込んでおります。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 全て未払いの固定資産税の収入が入れば、26万円ほどの建物で入るということでありました。先ほども申し上げましたけれども、この相続放棄に至るまでというのはやはりかなりの年数と浪費がかかるということでありましたけれども、財産としてもらって価値のある財産でしたらいいのですけれども、これにはやはり負債の財産も一緒についてくるということのお話が私の調べではありました。そういったところも含めて、負債が多い財産が多かったら要らないのだと、人間というのは自分勝手であります。私もそうだと思いますけれども、やはり不動産とかいろいろプラスの財産があれば欲しいなとは思うのですけれども、やはり借金とかいろいろな財産があれば人間的には求めることはないのかなというほど、例えば土地が高い、評価がある、例えば銀座とか赤坂の辺りの土地を持っていて、坪単価が何億もするという、そういうものであれば転売をするということもできるのでしょうかけれども、遊佐町を考えてみてください。なかなか土地の評価は、どこに行っても一定でありまして、なかなか土地という評価というのはなかなかそんなに高くはないのかなと思っております。先ほど言いました26万円もやはりもらえればの話でありまして、今現在例えば裁判所で、要はその負債のほうに先に払わなければならないと。その

土地を処分したときに出た収入で負債のほうに払って、さあ、遊佐町の固定資産税マイナスで支払うところがありませんでしたとなった場合に、そういったときはどうなるのでしょうか。町民課長、いかがですか。

議 長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） お答えいたします。

端的に申し上げますと、もう諦めるしかないということになってしまいます。

以上でございます。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） やはりそういうふうな結果になると思うのです。となると、やはり財産を相続した、登記が取れない、ではどうしようかと、そんなに価値もない建物と土地だったら不法投棄してしまえと。不法投棄して、相続放棄をすれば、何年かしたら裁判所で、裁判所にしてもやっぱり少しお金がかかるのです。大体100万円前後裁判所にはお金がかかると思うのですけれども、それを払えば、不法投棄、相続放棄をしても町のほうには払わなくてもいいかなと、そういうふうな考えも出てくるわけではないかなと思いますので、やはり人間のモラルとして自分の財産はしっかり守ってもらって、子供にしっかりと受け渡す、もしくは自分で処分をする。今人生も終活といって自分で終活活動というのがあります。やはりそこに住む人が相続がいないのであれば、自分で終活をするようなこともできるのではないかなと私は思っております。よく町長答弁の中で、固定資産税が6倍になるのだと、だからなかなか解体する人がいないのだというお話を伺います。実は私のうちは鉄骨なのです。鉄骨で建物が70坪くらいあるので、かなりの金額の固定資産税をお支払いしていると思います。すると6倍になると、これはもう払われないぞというふうな感覚になってちょっとパニックに陥ることがあると思います。この間ちょっと時間があつたので、課長にお願いをして、遊佐町の駅前1区付近で、例えば60坪くらいの土地を持っていて、40坪くらいの家が建っていると、築30年くらい過ぎている家があるのだけれども、その固定資産税、現在の固定資産税と、例えば更地にして6倍くらいになったときの税金をちょっと計算してくださいというふうにお願いしておりましたので、ここでちょっと結果を聞きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） お答えいたします。

少し面積について違いがあるかと思ひますけれども、それはご了承いただきたいと思ひます。まず、住宅用地というものは税負担を軽減することを目的として、面積の広さによって小規模住宅用地と、それから一般住宅用地と分けて特例措置が適用されております。小規模住宅用地につきましては、200平米以下の住宅用地のことをいひまして、課税評価額は先ほど議員が申しました価格の6分の1の額ということで特例措置がござひます。一般住宅用地のほうですけれども、こちらは200平米以上の住宅のことをいひますが、例えば住宅用地が300平米あつた場合、そのうちの200平米までは先ほどご説明を申しあげました小規模住宅用地として扱われますので、まずは6分の1の特例措置が適用されます。残りの100平米につきましてが一般住宅用地となりまして、こちらは価格の3分の1の特例措置というものがあひます。まず、前提としてこういったことになりまして、評価額が高い住宅用地ということで、この辺りかなということで駅前1区は1平米……建物があるときとないときの固定資産税の金額ですけれども、この辺りが土地の評価額が1

平米1万7,000円となっております。例えば土地面積が200平米で築40年の建物が150平米だとします。そうしますと、土地は200平米以下でございますので、小規模住宅用地として6分の1の計算となります。そして、土地だけで7,933円となります。そして、建物は3万5,000円ということで計算されますので、合計が4万2,933円となります。これが建物があった場合です。次に、建物がないときですが、小規模住宅用地は建物を解体などで滅失した場合は住宅用地というものから非住宅用地ということで評価が変わることになります。そのため、その割合は評価額の70%というふうになります。これで前提に計算いたしますと、建物150平米を解体したときは土地が3万3,320円となります。ですが、建物はゼロ円ということになりますので、合計額が3万3,320円ということで、つまりこの例でいきますと建物があるときの金額4万2,933円から建物がないときの金額の3万3,320円を差し引きますと9,613円という差額となりますので、解体後は税金がこの金額分お安くなるというような計算となります。ただし、これはあくまでも一例でございますので、この比較がもし個々で必要な場合は担当の課税係のほうで計算させていただきますので、そちらのほうにご相談いただければと思います。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員の質問を保留し、午後3時15分まで休憩いたします。

（午後3時02分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時15分）

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 引き続きで、少し中断いたしました。もう少しパワーを上げてお聞きしたいと思います。

先ほど町民課長からもご答弁をいただきました、一例であります。あくまでも一例でありますので。私的にはやはり6倍も7倍になるのだったらそのまま残しておいたほうがいいのかという感覚でいたのですけれども、その中身をやはり先ほども言いましたけれども、相談があればどなたでも計算をしてくれるというお話がありましたので、そういったところも少し町のサービスとして町民へのサービスができるのかなと私は思っております。自分の家を解体する予定があるなしにかかわらず、もしあれだったら自分の家が空き家になったときに解体したらどのくらいの固定資産税を払わなければならないのかということも事前に知っておくことも、自分の財産価値を知っておくことが大切かなと私は思いました。今町民課長とお話ししただけでも、やはりやれることが多々あったかなと思います。自分の土地の財産にどのくらい固定資産税を払わなければならないかなという計算ができるのが1つと、もう一つは例えば私たちのように固定資産税を払っている方々にも空き家バンクのチラシなどを入れるということ、この2つが今お話をしただけでも可能なのではないかなと私は思いました。そういったところ、町民課長、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） お答えいたします。

今議員がおっしゃられたように、周知方法というようなことで、今後の周知方法ということで、町民課としては先ほど町長の答弁にもございましたけれども、固定資産税が課税になる方々以外の税金が出ない方々、そういった方々にも納税義務者名、それから所有者名、それから固定資産税の内容と金額などが書いてある固定資産の名寄せ帳というのをお送りしておりますので、こちらはやはり皆さんからその後の相続にもつなげていただくための意識啓発ということで送っておりますので、こちらは3年に1度は送っていききたいなど、続けていききたいというふうに思っております。また、法務局が相続登記についてということで周知チラシを今年の1月に作成をしております。町では、このチラシのほうをご遺族の方に手続の書類をお渡しするときに併せてお知らせをしています。ただ、これはあくまでも相続が間近に迫っている方への周知となるので、今後法務局のチラシを参考にして広報掲載、それから町のチラシの作成、それから固定資産税の納税通知のほうと一緒にお入れするとか、相続に対する啓発を行っていただければというふうに思っております。もちろん関係各所と連絡した上で周知を図りながら、個別に相談しやすい体制を整えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうからは、前向きなご発言をいただきました。ぜひやっていただきたい。もう一つは、若者住宅、今若い方々が家を建てています。かなりの方々が遊佐町でも建てていると思いますが、新築を建てた時点で何かご説明するような対応ができないか、そんなところはいかがでしょうか。

議長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） お答えいたします。

これから若い方々に対する周知の方法ということでございましたけれども、今固定資産税の評価のために職員が家屋評価というものに伺っております。タイミングとしては、そういったときにお話をさせていただくとか、チラシを置いてくるとかというのも考えられますけれども、こちらは家屋評価に行かれた、現場で担当しております係に提案して、それから検討をしていくような形にさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） よろしくお願いをいたします。

続きまして、企画課長のほうにもちょっと空き家対策ということでお聞きしたいと思えます。今空き家になりそうな物件というのを把握というのはできているのでしょうか。お願いします。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 空き家になりそうな物件ということで、議員も質問の中でおっしゃっていただきましたけれども、65歳以上の独り暮らしとか老夫婦のみの世帯については、数は把握しておりますけれども、個々の状況、空き家になる理由というのは、それぞれ家庭の事情とか相続の問題で非常にデリケートなところもございます。本人から相談とか寄せられる場合はある程度分かるわけですが、個々の事情まで把握するというのは非常に困難な状況であります。ですので、全体の数、なりそうな可能性の高い数と

いうのは把握しておりますけれども、個々の物件について台帳、カルテみたいな形での情報収集というの  
は行っていない、台帳化とか、そういうのはしていないということになります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） それぞれの個々の考え方、そして個々の生き方、いろいろな面があって、やはり  
その状況によっては空き家が出るという場合もあるということで、世帯の数は大体町の全体の世帯数は出  
ているのですけれども、それがどのくらいになるかというのはやっぱり把握できないということでありま  
した。先ほど町長からもご説明がありましたけれども、改めて遊佐町で空き家が出たときの対策というの  
は、第1番目こういう対策、そして第2番目こういう対策、そういった対策をちょっとお話をしていただ  
ければ、ご説明をお願いできればと思います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 空き家につきましては、年1回空き家実態調査というのを実施しております。  
集落支援員が集落から収集した情報を基に地区の区長さんなりと地区を回って情報を収集、その結果から  
ランク付けをして分類、データ化して空き家対策の係、町の係、それから集落支援員と情報を共有してお  
ります。また、区長さんへの集落支援員を通じての空き家バンク制度の周知、広報への空き家対策の情報  
掲載、町長答弁にありました、今町民課とのやり取りの中でもありましたいろいろな納付書を通知するど  
きのチラシの同封等々を行っております。空き家バンクの登録と空き家の適正管理、自発的な相続手続が  
進むように取り組んでいるところでございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 冒頭に私が申し上げましたが、空き家になってからの対策というのは遊佐町は本  
当によく隅々までやっていただいて、対策を取っていただいているなと思いました。バンクで上がって  
いるネットの写真を見ましても、ほかよりは多いのです。やはり見る人から見ると、バンク登録で上がっ  
ている写真が多いほど見る回数が多いそうなので、やはりなるべくネットに上げていただいて状況が分かる  
ような、今後も対策を取っていただきたいと思っております。空き家バンクに登録は空き家になってから  
でした。空き家になる前の企画のほうですけれども、移住定住のほうで空き家になりそううちに対し  
て、何か例えばアンケートを取ってみたりとか、相談対応とか、そういったところの対応は行っているの  
か、いないのか、その辺のところをお聞きしたいと思えます。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 現在ですけれども、町のほうから所有者を特定した形で個別に連絡取っての対  
応というのには行っていないのが現状でございます。相続手続等についての事前の周知のために、広報を通  
じまして空き家対策情報を掲載したり、そういったところを通して啓発を行っているところです。アンケ  
ートにつきましては、空き家となるような所有者のアンケートというのも直接は行っていないわけですけ  
れども、遊佐町空き家対策計画、平成31年3月に策定いたしましたけれども、その策定のために空き家利  
用の実態調査ということでアンケートを取って、今現在もそれを活用しているような状況になります。そ  
のアンケートの一端をご紹介しますと、空き家の中で所有している方では賃貸を希望したり、売却を  
検討したい、その両方の希望を持っている方で7割ぐらいいらっしゃるのでございますけれども、なかなかその  
マッチングがうまくいっていないという、全体として若干ずつ増えているということですので、なかなか



空き家は出ているけれども、それを利用する方は少ないのかなというのが現状なのかなと思っております。相続等については、年1回県司法書士会や県の土地家屋調査士会の協力を得ながら無料の相談会を実施しているところがございます。本人から直接相談が寄せられた場合は、そちらのほうの相談を進めている状況です。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） なかなかやはりデリケートな問題でありますので、個人の中まで踏み入ることはできないというのが現状かなと私も思います。その中でもやれることはあるのかなと思いますので、やはり何か対策を考えながら少しずつ前へ進めればいかなと私は思っております。これから団塊の世代がかなりの年を重ねてまいります。そうすると、先ほどの65歳以上の独り暮らし、また老夫婦の世帯という形で出なければいけませんけれども、やはり空き家はかなり一気に増えてくるような感じがいたします。今現在集落支援員の方々お2人、そして区長さんからもご協力をいただいておりますが、これからの対策について、マンパワー的には足りるのかどうかというのが私的には不安なところもありますので、その辺のところをどう考えているのか伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 非常に今後のことを考えると大変だなというのが実感であります。役場の職員、担当係、それから集落支援員等々だけでは発生の予防とか管理、利活用、除却といったいろいろな方面からの対応というのが大変になります。なかなか専門的な知識もございませんので、そういった専門的な知識を持った方、団体との連携、協力も必要になってくるかと思っておりますので、そういったところも含めて調整していきたいと思っております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 専門的な知識も必要だということでありました。年1回行っている無料相談会というのがあるというお話でした。例えばそれを年2回くらいにさせていただいて、そのときに相続だけではなくて司法書士さん、もしくは不動産会社さん、もしくは建設会社さんで総合的に見たような形で相談会を行ってみたいかがでしょうか。その中で一気に物事が解決するのではないかなというふうな形も思います。時間が残り少なくなりましたが、企画課長のほうにも提案をしながら、若い世代が今移住、定住で若者定住住宅が増えてまいります。その中で、定住の関連から若い人たちにできるもの、先ほど町民課の課長さんにも伺いましたが、そういったところいかがでしょうか。副町長、定住促進という形で若い方々が元町のほうに土地を求め、家を求めてきています。ぜひその若い方々に定住促進の面から、やはり相続や空き家にならないような対策が今からできないかということで、企画のほうでぜひ何か行えることがあればぜひ伺いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） 先ほど来空き家を出さない、空き家にならないための予防行政、大変重要な課題だというふうに思って聞いておりました。特にただいまやり取りあったマンパワーの充実ということに関しましては、1問目の答弁にもありましたとおり、I J Uターン促進協議会を結成しまして、その下で専門家が入る形で十分な連携を取ってやってきておるかなと思います。まさにオール遊佐の体制をつくり

上げてきておるところであります。加えて、集落支援員も非常に頑張ってもらっておりますけれども、例えばNPO法人いなか暮らし遊佐応援団というふうな、民活というふうな部分にも力を入れてもらっておるといふものであります。まだまだ課題がございますが、先ほどの独り暮らし、独居高齢者の課題等々含めまして、福祉との連携なんかも非常に重要なのかなというふうに思います。庁内横断的な取組を持って、元町を中心とした若者定住といったものをまた中心的な課題と取り上げまして、頑張っていきたいなというふうに思っておるところです。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今副町長からもご答弁をいただきまして、ありがとうございます。本当に若者定住で若い人たちが集まってくるということは、例えば遊佐の中で人が動くということは山間部や遠いところの実家にはやはり老夫婦だけが残るといふ、そんな現象も起きてきます。そういったところも含めて、やはり新しいもの、古いもの、一緒にセットで考えていただくという、そんな政策をぜひ取っていただければありがたいなと思っております。また、31年3月に空き家対策計画ということでアンケートを取ったデータも私見させていただきました。やはり30年から40年の空き家が結構多い。その中でも使っていない空き家が半分以上あると。そして、その中では心配事は解体をする費用がないとか、解体すれば固定資産税が高くなるとか、そういった悩みの方々が寄せられております。やはりこの空き家対策というのは、全国的に本当に今話題となっております。ここでいち早く遊佐町が新しい対策をどんと打ち上げていただければ、町長、メディアのトップで何とか対策をつくっていただいて、遊佐町をまた盛り上げていただければありがたいなと思っております。町長、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 副町長がオール遊佐と先ほど申しました。当然建設業界、宅建業界、いろんな専門家も交えながらの会議を開いていただいているということは大変心強いところです。ただ、都会では土地の価格、値段が住宅を除去してもプラスで売れるというところであれば、それはそれとして今の弁護士を代理人に立てて解体、そして売却、そしてその利益の中からいろんな経費を生み出すということではできるとは思いますが、我が町を見れば間に合うエリアがほとんどないという形なものですから、全て公で全部壊すわけ、強制収用は税金かけては難しいと思います。実は空き家に関する条例では、費用の出勤については議会の了解をいただかなければ予算執行はできないというようなシステムもなっていますので、それら等やっぱり議会の皆様にお諮りをして、余計な支出はまずいのではないのという意見をいただくときもあるかもしれません。それら等できること、できないこと、そして予算的に執行したくても最終的にやっぱり執行するとなれば税金という形をどうやったら避けなければならないか、これから検討していければと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） これにて、2番、那須正幸議員の一般質問を終わります。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 一般質問を始めさせていただきます。

まず、白木の栄橋ですが、栄橋の破損につきまして、白木の栄橋の現状は木造部分にパイプを入れて補

強して、倒壊しないように持たせているところでもあります。橋としてはもっているのですが、欄干、手すりは半分くらいもう既に破損しまして、橋の上に散らばっているものもありますが、多くの部材は落下して流されたのではないかと思います。流出した部材は川や海の底に沈んで、漁の妨害になったり、船に当たったりする可能性があるのではないかと懸念する人が白木の集落の中にいらっしゃいますが、この辺はどのようにお考えでしょうか。栄橋は解体する予定になっていますが、いつ頃解体工事が行われますか。いずれ解体する橋であっても、欄干が半分くらい破損して流れたり、橋の上に散らばったり、また橋に松が数本生えている様は管理されていない空き家と同じようなものです。白木側の橋のたもとには多くのごみが捨てられてたまっていて、かなり前からのものようで、一部材木が流れ着いたようなものもあります。橋が古いために欄干の半分くらいは既に落下して流出しているし、現在辛うじて残っている欄干も落下して流出するのは時間の問題であって、橋の部材は何であれ破損して流出するのは避けられない見通しであります。栄橋を解体すればこんな状況はなくなるわけですが、この先何年もこのままにしておくのは見栄えが悪く、景観も悪いし、松が生えたり、滑稽な眺めになっています。破損した部材が流れ出すのは、川と海の保安にとって危険で改善しなければならないことと考えますが、いかがですか。環境保全の上で、橋のたもとのかなりの量のごみの処理も併せて行うのが町の仕事であると考えます。

次は、西通川の産業廃棄物、材木、その他につきまして、西通川の左岸で大谷地橋と中谷地橋の間に材木やプラスチックごみが不法投棄されています。ごみの量が以前より増えているし、捨てるほうは川のそばをごみ捨場とみなしている節があって、ごみを順序よく捨てているようにも見えます。役場で今年の春ここにごみ捨て禁止の看板を2つ立てましたが、どの程度効果があるか不明であります。看板の1つは既になくなっております。本来不法投棄をした者が投棄物を片づけるのが建前ではありますが、不法投棄者が分からない場合役場で片づけることになるのだろうが、環境保全を実践するには役場がごみ処理をやるしかないと考えます。川のそばの農道を通るとヨシやぶの中に材木とプラスチックが投棄されております。

次に西通川の産業廃棄物、ビニールのほうです。西通川で選果場と藤崎小学校の間くらいのところには今は名ばかりの某事業所がありますが、川の土堤にビニールが積まれています。以前もこの話をしたことがあるのですが、現状何も変わっていません。この時期、草がそれほど伸びていないときなので、放置されたビニールがかなりの分量となってよく見えます。川の土手にビニールを捨てて、ビニールが飛ばないようにパレットをかぶせておく光景は町内でこの現場以外に見当たらないのでしょうか、ほかにこのような状況がどこかにあるのでしょうか。某事業所は残骸の事務所しか残っていないようですが、投棄されたビニールは永久にこのままにしておくのでなければ役場で処分するしかないと考えますが、ほかに方法があるのでしょうか。

不法投棄とは決められた場所以外に廃棄物を捨てる違法行為で、不法投棄を行った人は法律により罰せられることになっています。しかし、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など処分に手間がかかる家電製品や家屋の廃材などを人目につかない山林や空き地に勝手に捨てていく人がいます。それもそのはず、なぜなら犯人が誰なのか特定できなければ廃棄物を処分するのは土地の所有者、占有者の責任となって、撤去にかかる費用も土地の所有者、占有者になるからです。とても理不尽な話ではありますが、捨てた犯人が分からない限りどうしようもないのが現状のようです。不法投棄は、道路、河川、公園、広場などの公共用地や個人が所有する土地など区別なく行われ、良好な生活環境を著しく損なうものです。不法投棄の解消は行政

のみで解消できるものではなく、関係機関と協調体制のもと、町民や土地所有者等と一体となって対策を講じ、良好な生活環境を保全すべく不法投棄対策条例を制定してはいかがでしょうか。不法投棄対策協議会を設置して、協議及び情報共有の場を設けることで不法投棄の未然防止と事後対策の推進を図ることも必要であります。どうしてもない不法投棄物は、役場が特別に回収して環境保全を保つしか方法がないと考えますが、いかがでしょうか。

現在遊佐駅、ゆざっとプラザの正面入り口付近の外壁はガラス張りが目立つが、出羽富士鳥海山の看板が上部に掲げられているくらいで、JR遊佐駅の機能として一定の役割を果たすであろうとみなされる時計は正面にはなく、内部の改札出口に時計がある状況であります。実用的にはこれで十分事は足りているのですが、時間が分かりさえすればよいということなら腕時計や携帯、スマホを見ればよいわけで、時計はどこにも必要ないということなのかもしれません。駅、バスターミナル、空港では利用者の多くが時間を気にして、時間を計算して行動しているように見受けられるが、このような場合利用者の利便を図るという意味で要所要所に時計があれば行動しやすくなると考えられます。時計はもちろん必ず設置しなければならないというものではないのですが、公共サービスの一環として利用者の利便性を向上させるために設置して悪いものでもないのです。SDGs、これサステナブル・ディベロップメント・ゴールズという持続可能な開発目標やESG、エンバイロメント・ソーシャル・ガバナンス、環境社会ガバナンスが社会の新たな規範になりつつある現在、遊佐駅の正面にデザイン性のある時計を設置することは優しく、利用者の利便性を向上させることであって、SDGsやESGの目的にもある程度かなうことであると考えますが、いかがでしょうか。参考までに写真を5枚つけていますが、後で事務局のほうに配っていただきますが、東京駅の時計は格調が高いし、デザインがすばらしく、日本を代表する駅の時計に仕上がっていると言えそうです。深谷駅の時計は、ほとんど東京駅の時計のものまねのようであります。銀座の交差点でデパートの一番上に設置している時計は構想がすばらしいのです。ひと味違う時計といえはからくり時計があるのですが、有楽町にも設置されています。街角時計は至るところにあります。都市部にある街角時計はデザインが洗練されているものが多く、地方や田舎では時計のデザインはどのようなものがほとんどで、時計そのものがない場合もあります。街角時計を設けることなどさほどのことでもないのかもしれませんが、住民サービスの一環として、また町民に優しいSDGsの実践の一つとして遊佐駅の正面に時計を設置するのも一案と考えますが、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から11番、斎藤弥志夫議員に答弁をさせていただきます。

1番と2番の問題は、実は6月4日の西遊佐地区の町政座談会で地域からも声出まして、その中で課長が地域に丁寧に説明したと思っていますけれども、繰り返しになるかもしれませんが、私から答弁をさせていただきます。栄橋の破損の状況についてでありました。遊佐町においては、道路の安全、安心を確保し、維持管理費の縮減を図るため、これまで傷んでから直す対症的な修繕から傷みの小さいうちから計画的に直す予防保全的な修繕へ移行することでコスト縮減を図り、1橋1橋に対して適切な維持管理方針を設定し、予算が平準化を図ることを目的として平成25年3月に橋梁長寿命化計画を策定しております。計画策定時には、町道にかかる橋125橋を管理しておりましたが、これまで小規模な橋梁についてはボックスカルバート構造に変更するなどして随時整備を行ってきたこともあり、令和3年4月現在では管理橋梁

は117橋となっております。ご質問いただきました白木地内の日向川に架かる栄橋につきましては、平成24年度に実施した橋梁長寿命化計画策定時に木橋部の桁、支承部に劣化が見つかったことから、この年の10月より全面通行止めをしております。その後平成30年度に栄橋撤去について集落への説明会を実施し、地域と意見交換を行ってきたところでもあります。栄橋につきましては、橋の長さが125メートルもある長いスパンの橋でありますので、撤去にかかる費用も多額であり、その撤去費はおよそ1億6,000万円と試算しております。現在遊佐町橋梁個別施設計画に基づき、広畑橋の架け替え工事を進めており、今年度は上部工工事を実施します。また、5年に1回のサイクルで行う橋梁点検調査も予定しており、限られた予算の中で橋梁の維持管理を進めているところでもあります。町の財政状況を踏まえ、できる限り早期に解体を進めてまいりたいと考えております。たしか課長の答弁では、西遊佐地区では来年度に解体の予算を取りたいと申ししておりました。

2つ目、西通川の産業廃棄物についての質問でありました。我が町の不法投棄への対応としましては、既に土地管理者としての対応と不法投棄抑止対策の2つに分けることができます。まず、土地管理者としての対応についてであります。町の土地、つまり町道や町有施設等の町有地に対して不法投棄された場合、町は土地の管理者として廃掃法に基づき、土地を清潔に保つように努めなければなりません。町では、投棄の規模や悪意性に応じて警察への通報や投棄物の回収、処分等を行い、適切に対応し、対処しております。また、私が所有する私有地につきましては、私有地の土地管理者が土地を適正に管理する義務を負っております。そのため、私有地に不法投棄された場合、警察への通報や投棄物の回収、処分等は土地管理者が自ら行う必要があります。町からは、投棄物の処分方法の相談や不法投棄抑止対策等の助言を行っております。不法投棄物の処分は、土地管理者の義務において実施することであるため、公衆衛生上の理由等よほどの理由がない限り行政が代執行するということは考えておりません。不法投棄抑止対策につきましては、町内全域における不法投棄の抑制を目的として監視パトロールの実施や警告看板、立入禁止ロープの設置等を行い、不法投棄されにくい環境づくりを行っております。町単独の条例等については、現在まだ考えておりません。監視パトロールについては、各地区の環境推進員から2名を不法投棄監視人として選出しており、各員が土地カンを生かして巡回いただくことで不法投棄の早期発見と抑止につながっていると思っております。また、関係団体との協調につきましては、庄内の市町村、山形県、警察、各衛生組織連合会、産業資源循環協会等の関係団体から成る庄内地区不法投棄防止対策協議会を組織し、庄内一円で大型不法投棄の撤去等、一団体規模では対処が難しい事案について協力、情報共有しながら対処を行っております。

続きまして、遊佐駅の正面に時計の設置をという質問でありました。遊佐駅は、老朽化した駅舎を解体して、駅舎機能と遊佐元町の地域交流の拠点機能を融合したゆざっとプラザとして合築し、平成20年3月から使用を開始し、現在に至っております。駅舎の時計は、利用者向けでは改札口付近の壁面に1か所設置されており、主に鉄道利用者の時間確認に利用されております。持続可能な社会を築くための開発目標であるSDGsは、議員がおっしゃるとおり社会の未来を築く規範としての国際指標として位置づけられており、第2期まち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略でも各施策の推進事業に関連づけて、目標達成への取組を進めているところでもあります。駅舎の時計を新しく設置してはどうかという提案につきましては、遊佐駅が地域公共交通と地域交流の拠点であることから、時計の設置が公共交通利用者の利便性と地

域交流活性化の持続性に資するものか検証すべきであると思っています。これは、SDGsの目標の一つ、住み続けられる町づくりに該当するものと考えられます。設置されてから平成20年3月からオープンした駅でありますので、これまでの間に本来本当に必要なものであれば観光関連団体等による設置もありなのかなと思っていますが、それがなされていないということは、そういう団体があそこにいる方、組織でも必要性をあまり感じていないのではないかというふうに逆に理解することができると思っています。まずは、施設利用者の声に耳を傾けて、利便性について確認をし、また時計は設置費用と維持管理経費が必要となりますので、屋外時計であれば倒壊等で鉄道施設を破損する危険性がないのか、コスト、リスクも配慮しながら慎重に判断する必要があると思っています。以上の観点から、駅の時計の設置が町民にとって本当に必要かどうかを検討させていただきたいと思っています。今後も遊佐駅は地域公共交通と地域交流の持続を可能にするためのSDGsの目標を念頭に取組を進めてまいります。時計の設置に限らず、様々な視点から遊佐駅の設備を見直し、町の拠点の未来につなげていきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 11番、齋藤弥志夫議員。

11番（齋藤弥志夫君） その前にちょっと写真を配らせてください。今写真配らせてもらいましたが、全部でこれ15枚くらいあるのですけれども、私が各地に現場に行って写したものです。写真のほうは事務局のほうに並べてもらって、コピーをしてもらったものでございまして、いろいろやっていただきましてありがとうございました。1のほうですけれども、栄橋、写真で見るとより話だけでなく、現場の状況がよく分かるのではないかと思います、一応そろえてみたのですけれども、右下の真つすぐ見える写真なんか見ると結構もあばら橋になっているのです。皆さんも多分そのように見るのではないかと思います。手すり、欄干が破損してしまっていて、ほぼ半分ぐらいなくなっています。そして、橋の上にある部材が散らばっていたりするのです。ここまでいかれてきたという状況だったので、写してきたということです。また、写真で見るとあまりよく見えないのですが、この橋の上に松が生えています、実際、松が数本生えています。橋の上の松ということで、新たなジオパークというわけでもないのですが、非常にいかれた状況が出てきたというわけなので、ぜひこの辺も理解してもらいたいと思っています。橋のたもとのほう、結構ごみが捨てられているのです。このごみなんかを役場で処理しないと、誰も処理する人がいないのではないかと私は思うのです。だから、ふだんはあまり人目につかないところではあるのですけれども、この辺もきれいにしないとちょっと町づくりとしては環境保全の意味からおかしいのではないかと思います。木造りの損壊がかなり進んでいまして、実際解体を待つだけのようです。現状パイプを入れて補強していますが、パイプの補強工事というのが結構予算がかかったと思うのですけれども、これはどのぐらいかかったのでしょうか。これ過去の話になるのですけれども。これからももしもっとがたがたになるようだと、来年予算取って解体工事やりたいということのようでも、もし予算も取ることができなくてもっと先延ばしになるというようなことが起きたりして、さらに何らかの補強を入れないと木造部分はもうもたないというようなことになったりすると、どっちみち解体する橋なのに何にもならない予算がまたかかるというふうなことになるわけです。だから、そんなことになるよりだったら、特に木造部分の傷みが非常に激しいということです、私が見ても。ということなので、木造部分だけでも撤去したらどうなのかと。コンクリートの部分は残すなら残してやむを得ないと。木造部分が非常に壊れやすくてがた

がただということなので、場合によってはそんなことも考える必要があるのではないかと思いますのでけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

栄橋の撤去、解体でのご質問でございました。栄橋のまず諸元でございますけれども、橋長延長全体で125.4メートルございます。そのうち右岸側、木橋部が71.3メートル、10径間ございます。そして、コンクリート橋、永久橋でございますけれども、そちらが54.1メートル、2径間ということで混合橋という構造になってございます。幅員につきましては、有効幅員が3メートル、全幅で4メートルという構造になってございます。また、架設年でございますけれども、木橋部は昭和31年、コンクリート部につきましては昭和50年の洪水で流されたということで架け替えされております。栄橋につきましては、先ほど町長答弁ございましたけれども、橋梁長寿命化で点検で桁支承部に劣化があったということで、24年の10月から全面通行止めをしているという状況でございます。橋を修繕する場合、まず初め老朽度合い、そして幹線道路に架かる橋、そして交通量の多い橋が優先順位になってこようかと思えます。先ほどまた併せて町長答弁ございましたけれども、現在広畑橋架け替え工事、今年度は上部工、そして5年に1回の橋梁の全橋の点検を限られた予算の範囲内で現在維持管理進めている状況でございます。議員からご質問ございました栄橋の橋面にある破損した部材でございますけれども、私も現地確認いたしました。河川や海の保安上危険であるのかなと思ひまして、破損した部材につきましては撤去の指示、既に業者さんのほうへ発注をさせていただいております。あわせて、たもとのプラスチックごみも併せて処理してくださいということで、併せて業者さんのほうにお願いをさせていただいたところでございます。間もなく現場のほう動くのかなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、橋本体の現況も改めて確認しました。コンクリート部と木橋分の接続部のところ、木橋部分の主桁が落ちかけているという状況があり、危険な状態でありました。景観のこともございますので、まず来年度には何とか予算を獲得できるような形で要望を事業化のほうはしていきたいというふうに考えてございます。貴重な写真頂きました。予算要望のときに使わせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 貴重でもないのですけれども、ただ写してきただけですけども、参考になればいいかなと思って写してきたということです。ただ、実際問題、町長の話で1億6,000万円もかかるのだと、解体全部やればというふうなことでしたけれども、差し当たり木橋、木造部分の傷みだけが非常に激しいように見えるわけなので、コンクリート部分を残すというのは変な話かもしれませんが、全部一体で解体するということですね。コンクリート部分だけ残すと、いかにも金がない町のように見えますので、やっぱり全部一体的に解体したほうがいいのではないかと私も思ひます。また、パイプを入れて補強していますけれども、これと似たようなこともまたしてもたせるというふうなことはやめたほうがいいのではないかとこのふうにも考えていますので、ぜひそのような対応でお願いしたいと思います。

その次ですけども、写真の2枚目になるのですけれども、廃棄物が違法に捨てられている現場です。私が写してきたところは、間違いなく2か所はそうなわけなのですけれども、ほかにもこのような現場が

町内にどのくらいあるのか伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

このような状況の情報でございますけれども、私のほうに情報入っているのはここ1件でございます。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） このような現場は、今のところほかにはないというようなことのように思いますが、西通川がいかにも廃棄物を投げやすいところになっているかということではないかと思えます。実際こんなことはもう前からなのです、どっちも。上2枚、これ左側に材木あります。これもかなり前からあります。それから、看板立てている右のほうの写真、今この看板はなくなっております。風で飛ばされたという話なのですけれども、誰かが取っ払ったのではないかなと私はちょっと疑ったりもしているのですけれども、実際片方がなくなっております。そして、枝を捨てているような写真なのですけれども、これ随分順序よく並べているのです、廃棄物を。何かこの写真見ていると、これからもっと持ってくるような並べ方をしているように見えるのです。なものだから、ごみ捨場ににちょうどいいとみなしているような節も見受けられるので、この辺嚴重に取締りをやっていただきたいのです。そして、この材木ですけれども、この所有者は誰か分かって、どういうふうに対応するかというふうなことも指導したりはしているのでしょうか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えします。

西通川の材木のごみということでした。この件につきましては、町のほうでは4月に通報をいただきました。状況の確認、そして便乗投棄の抑制ということで直近の町有地、道路敷でございますけれども、そちらのほうに警告看板、2枚ほど設置をさせていただきました。なお、警告看板の1枚が剥ぎ取られた、なくなったということで、先日の西遊佐地区の町政座談会のほうでも代表者の方から復旧ということでお願いのご要望がありまして、昨日復旧が完了しました。草が伸びてくるので、草にのまれないということで足を高くしまして、背の高い形でくりにくくりつけるような形で細工しまして、看板のほう2枚改めて設置をさせていただいたところでございます。今議員より土地の所有についてもお尋ねございました。調べてみました。当該地につきましては、周辺集落の住民28名による共有地になってございます。まずは共有林の大半が属しております大井集落のほうに連絡を取りまして、集落の共有林の現況の報告、あと管理についてご依頼をさせていただいております。本件は共有地という特殊な事情がございますので、引き続き周辺集落との連絡を取りつつ、適正な管理がされますように指導していきたいというふうに思っております。なお、きれいに材木が並べているので、また捨てられるのではないかとということでお尋ねございましたけれども、町のほうでもこの分につきましては定期的にパトロールしながら監視を続けていきたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 別に私大井集落の皆さんに当てつけるわけではないのですけれども、この材木はよっぽど前からあります。この写真撮ったときは、まだ草もあまり伸びていなくてよく分かるのです、状況が。私のほうの区長がこの話をしに来たはずです。私がたまたま区長と会ったときに、こんな現場が



あるという話をしたら、何か後で聞いたらもうその日のうちに役場に行ってきたと言っていましたので、多分その区長のはずです。こういう現場があるというふうなことを言いに来たのではないかと思うのですが、ただこれなかなか現場が変わらないのです。指導するといっても、こうしなさいというふうなことはできるのですか。いついつまでにこれを処理しなさいということ、そういう行政指導のような形を取ることはできるのですか。そして、それをその期日までにちゃんときれいにまず処理すればそれはそれでいいのでしょうかけれども、もししなかった場合は何らかの違う対応を取ったりすることがあるのか、そこを伺いたいと思います。それについては、下のほうの写真、これビニールなのですけれども、川の土手の側に。これ某事業所「はなむら」というところなのですからけれどもあって、そこがよく見るとパレットが上に乗っけてあるのです。これも今よっぽど見えなくなりました、草が生えてきて。ところが、春先はつきり見えるのです。かなりもろっとなっています。しかも、これは恐らく何十年ではないですかね、この状況になってから。そんな状況なので、指導するとかなんとかと役場で言っても、現実に会社がどうなったかも分からないような状況のところそんな話したって始まらないのではないかと私は考えます。それで、あくまでも課長の話なんかは原則論なのです。不法投棄をされた現場があれば、そこに捨てられた人がそれを処理するのだと。これは理不尽ではあるけれども、そういうふうになっていると。だから、その人がそこを処理しなければならぬのだという話ですけれども、会社もどうだったか分からないような状況で、これ現実的にただの放置です。このビニールもそうだし、材木関係もそうだし、材木の脇にプラスチックとかなんとかいろんなごみがいっぱいあります。まとまったようなごみがみんなぶん投げられている現場なので、同じようなことなのですからけれども、ただ放置しているだけだと私は思うのです。

それで、全ての市町村がそうではないのですけれども、ところによっては、どこかの市が特別回収ということでもって、本来であれば課長の言うとおりの所有者が全部始末しなければならないという建前にはなっているのです。ところが、そちらの人は全然その気もないと、あるいは場合によって会社はもうとっくの昔にどうなったか分からないというような格好になっているものですから、現実問題としてはもう放りっ放しだと、恐らく何十年もそれが続くのだと私は思うのです。現実問題としてほったらかしですよ。これは、まずほったらかしだと、現状。それでは具合が悪いということで、どこかの市では特別回収ということで町や市が責任を持って、当然金かかるのですけれども、回収しているところもあります。そして、きちんときれいにすると、整理すると、こういう形を取っています。ですから、遊佐町ではなぜそういう形を取ってきれいにしないのかと私は思うのです。でも、課長、さっき栄橋のたもとのところにあるごみについては一緒に片づけてもらうように頼んだと、発注したということでした。同じようなことなのです、多分ここも。だから、特別回収という形でやらない限り遊佐町は汚い町だということになるだけではないですか。その辺どうでしょう。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） それでは、お答えします。

ビニールごみのことをございました。西通川のビニールごみについてですけれども、この件につきましては事業者が行った問題でございますので、不法投棄、自分の土地に自分のものを置いているというような形になります。ですので、環境保全上、美観上の問題という形になります。不法投棄には当たらないと、自分の会社の自分の敷地に置いているという形になります。ものと表現させてもらいましたのは、その所

有者がそのものをごみであるというふうに、ちょっと言い訳になりそうですけれども、認めない限りごみということにはならないのです。役所に人の所有物を勝手に撤去する権利はなく、あくまでも先ほど議員のほうから言われました指導という形になってきます。このビニールごみのほうの事業所のことでございますけれども、代表者の方が既に亡くなられておりまして、町と県は事業継承を受けました当時の従業員の方、そして事業所に土地を貸与している地権者の方に連絡を取りつつこれまでも調整をさせてきております。撤去すべき順序ということになれば、初めに排出者、次に地権者の方から撤去していただくというような形になってこようかと思えます。既に両者に対しまして、撤去のご連絡はさせていただいております。排出者からは前向きなお話をいただいておりますけれども、現在排出者の方が体調を崩しておりまして、体調の回復を待って撤去してくださいということでお話をさせていただいております。排出者の連絡につきましては、仮置き物の性状が産業廃棄物であることもあり、県経由でご連絡等を行っていただいております。あわせて、町のほうでも情報共有を受けることで調整をさせていただいております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） しつこいようですが、私がこういう話をするのは、どこかの市では本来であれば課長が言うように所有者である、幾らそこに不法に投棄されたものであっても捨てられた土地の所有者が、その廃棄物を処理するのだということなわけですけれども、それがなかなかまならないという状況のところもあるみたいで、そういうところについてはどこかの市は市で責任を持って特別回収という形できれいに処理しているところもあります。そういうふうな処理の仕方もあるわけなので、こんないつまでも、何十年もこのままにしておいて、一連の工程の順序というのは分かるのですけれども、こういうものをほったらかしにしておいていいものかというふうなことなのです。結果ずっと続くわけなので、こういう状況が、こういうふうになってくると遊佐町は不法投棄物をほったらかししておく町だなど、人の目にはそう見えるのではないかと思います。その辺の誤解のようなものが生じたり、非常に具合が悪いことになると思うので、特別回収という形で、そんなにこのような現場が10も20もあるわけでもないようだし、今のところ2つくらいだと、栄橋を入れて3つくらいというふうなことのようなので、そんなに多くもないわけなので、何とか町のほうでこのくらい処理してということにはできないのでしょうか。その後もっと丈夫な看板を立てたり、ロープを張ったり、そういう形にしないと、これ結局いつまでたっても、この先10年も20年もやっぱりらち明かないのではないかと私は考えるのですけれども、特別回収という形での処分はできませんか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

プラスチックごみ、先ほども答弁しましたけれども、排出者、土地所有者のほうへ連絡はつきますので、その辺これまでどおり継続して排出者、地権者のほうへ撤去していただくように継続してお願いしていくと、指導していくということになるろうかと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） これまでの継続で対応していくということですが、できるだけ撤去に向かうように指導してもらいたいと、当たり前のことを私からもお願いする次第です。

次、写真のナンバー3というのが、小さな写真で申し訳ないのですが、1枚だけあるのですけれども、これ去年から今年の3月頃にかけて西通川のしゅんせつをやるという工事ありましたよね。あったのです。県のほうから予算をいただいて。高瀬川と洗沢川も一部入っているというようなことでしたけれども、ここ選果場のところから下流のほうに約500メートルあるのです。ここが初めの予定でしゅんせつというふうな予定のところだったのです。ところが、周りの草木を刈っただけで引き揚げたのです。ここはどうなっているのか、これからまたしゅんせつというか、そんな工事に取りかかるのか伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

昨年度河川のしゅんせつをするということで、今議員のほうからお話ししたとおり、高瀬川、洗沢川、西通川、そして月光川、遊佐小学校から大分下流、500メートルくらいですけれども、そなた橋の若干下流まで、そして日向川も繰越し工事ですけれども、11月頃着工ということですが、5か所昨年度県のほうから工事のほうを発注していただきました。西通川につきましてはガズギの撤去ということで、議員のほう前々からご要望いただきまして、昨年度約1キロメートル区間にわたりまして撤去のほうをしていただきました。西通川につきましては、まずこれで工事のほうは完了ということで県のほうから確認しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 今私言ったこの500メートル区間について、当初は、私も図面見せてもらいましたけれども、ここはしゅんせつ工事もやるという区間であったわけなのだけれども、やらないで終わった。何でこういうふうな変更になったのか、そこを伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） その辺は、県のほうから内容のほうをお聞きしてございませんので、もしあれでしたら後日県のほうに確認しまして、改めて議員のほうへお伝えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 当初しゅんせつ工事もやるという区間だったので、私がこういうことをお聞きしているので、県のほうに伺って事情なりを後で知らせてもらえばありがたいと思います。

次に、時計なのですけれども、次、4ページ目見てもらいますと、変な写真ばかりで申し訳ないのですけれども、左上、これは東京駅です。すばらしいデザインです、実際。時計一個にこんなデザインで作る必要があるのかと思えるくらいすばらしいデザインになっていると思います。それから、右は深谷駅です。全くのものまね、東京駅のものまねです、これは。それから、左下、これは通常の街角時計です。それから、右下、これは銀座の、多分これデパートではないかと思うのですけれども、この上にサービス精神がすばらしいデパートのようで、ちゃんと時計をつけてくれて、通行人に時間が分かるようにしておいてくれているというものです。最後、5枚目、左側、変な形の時計あるのですけれども、これは有楽町のからくり時計です。からくり時計、ちょっと変わっている時計なのですけれども、こういうものが都市部には

あるわけです。右は遊佐駅、何もありません。ただこれだけの写真なのですけれども、やはりSDGsというふうなことが最近から出てきまして、町長も言うようにSDGs、サステナブル・ディベロップメントというふうなあれなのですけれども、やっぱり人に優しい環境というふうなことなのです。ですから、時間さえ分かればいいのだという観念でしたら、はっきり言えば時計なんか要らないです。時間が分かればいいだろうと、何余計なものを見ているのだと。腕時計と携帯、スマホがあれば時間なんかいつも分かるではないかと、何余計なものを見る必要があるのだというふうになるわけです。ところが、世の中あちこちに時計があるのです。町長も言っているようすけれども、時計をつけてくれという要望はいまだかつてなかったのだというふうな話のようす。しかし、考えてみればあちこちにある街角時計いっぱいあるのですけれども、これそこら辺の住民の皆さんが時計をつけてくれと要望したから、街角時計というのはそこにそういうふうにつけたわけではないです、多くの場合は。そんなものではないです。そもそも街角時計の設置の仕方というのは、私が見ているとすけれども。そういう場合もあるかもしれませんけれども、要するに皆さんが暮らしやすい環境を少しでもつくるのだというふうな形でサービス精神が旺盛な大手のデパートが屋上の上のほうに時計を設置したり、ファッションが大事だと、東京駅は日本一の駅なので、だから時計台もちゃんと立派なものをつくるのだと、私幾ら金かかったか知りませんが、相当かかっています。時計一個にこんな金かけているのです。だから、こういうふうなことが地方や田舎ではほとんどそんな金ないです、私見していると。もうどうでもいいから時計がついていけばいいのだと、時計がついているだけで立派ではないか、おまえと、こんな観念なのです。ついていないよりはいいだろうと、せめて。そんな状況なのですけれども、これは私の思いといえば思いなのですけれども、なるべく立派な時計を遊佐駅の正面に設置していただければ、町民の皆さんも気分も少しは明るくなるのではないかと思います。そんなことで私は書いているわけなので、そういう意味でも少し解釈してもらえないかなと思うのです。どうでしょうか。これはあほらしい考え方でしょうか。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 平成20年3月にゆざっとプラザがオープンしたときに、どういう町民へのインパクト、サービスをつくろうとして当時の町として時計をつけなかったのかについても、私も議会議員でしたけれども、検証はまず不可能だと思っています。その当時は、その当時のポリシーがあったのだと思いますが、私は後からつけて経費がいっぱいかかるもの、そして壊れやすいものつけてくださいとあって、はあ、そうですかというふうな形は持ってありません。必要ならば、それらの団体等でやっぱりしっかり整えるということが普通だと思っています。

議 長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） では、私伺いますけれども、これから新庁舎できましたね。もうじき引っ越しするわけです。あの新庁舎にこういうふうな時計が大体何個つく予定ですか。それと同時に、今現在の役場庁舎にこのような時計何個ありますか。それを伺いたいと思います。

議 長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

かなりの数が現在の庁舎にはありますが、正確な数は残念ながら把握してございません。また、先日新庁舎の完成を見まして引き渡しも行ったわけで、私も庁舎内確認しました。同じような丸い形の集中管理

する時計が相当数ついておりました。1個、2個とかではなくて、正確な数は把握しておりませんが、かなりの数がついていたということで報告します。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） ということになりますと、新庁舎については時計の設置はもう終わったということですね。今この旧庁舎に時計は何個もありますよね、既についているのが。この時計は、解体して廃棄処分にするのでしょうか。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

庁舎の備品につきましては、使えるものについては、使う方の希望によってお分けをするというふうを考えております。最終的に使えない備品については廃棄をするということで考えております。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） サービス精神がよくて、使える備品はくれてやるということのようです。どうせくれてやる時計なら、そのうちの程度がよさそうな二、三選んで、その時計をあっちの駅のほうに持っていけばいいのではないですか。どうせ要らない時計でしょう。要らないからくれるのでしょうか、だって。売ったとしたって金にならないからくれてやるということのように私は解釈するのですがけれども、だとすればその時計を持って行ってつけられただけではないですか。ただの時計なら幾らでもつきます。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） 先ほど説明を申し上げました、お分けをするという曖昧な表現をしてしまいましたが、備品に関しましては基本的には町の財産でございますので、きちんとした形で価値があるわけでございますので、ただ同じ町の組織の中の団体でありますとか、学校でありますとか、そういったところについては無償で提供してもよろしいのではないかなということでございます。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） あそこに入っているのは観光協会ではないですか。切符売ったりしているの。これ大体同じ仲間ではないですか。役場で金出して面倒見たりしているではないですか。多少違ったとしても、この古ぼけた時計、何十年も使ってきた時計ですよ。これ今さら中古としてどれだけの値打ちあるかというわけです。ないです、ほとんど。もうただ同然です、こんなのは、はっきり言って。だから、私が言うのはただでつくというのはそういうことなのです。ただなのです、時計は。それを持って行って、5個でも10個でも幾らでもいいから何ぼでもつけることできるわけです。私が言っているのはそういうことなのです。ただなのです、時計は。スクラップとして捨てるだけのものを持って行ってつけられただけと、こういう話なので、そのうちの1個か2個まともなものを選んでもらって、課長の中で、目が肥えた課長がよく選んでつけられればいいのです。そしたら、何々課長の時計となります。ぜひそういう形でやってもらいたいのです。ただなのですから、これは。

議長（土門治明君） これにて、11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

ここで、会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の日程が終了するまで会議時間を延長することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君）　　ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程が終了するまで会議時間を延長いたします。

1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君）　　ただいま延長の旨議決されました。もうしばらくの間お付き合いいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私のほうからはパーキングエリアということで質問したいと思いますが、その前に新型コロナウイルスの感染拡大というものが収まりを見せない中、現在も10都道府県においては緊急事態宣言が再延長ということでなっております。連日のように緊急事態宣言の延長に伴います、特に首都圏の飲食関係の事業者の方々の悲痛な声が報道されておまして、本当にいたたまれない気持ちになるのですけれども、それと同時にこの先経済大丈夫かなということで不安にもなるわけであります。一方でいよいよ東京オリンピック・パラリンピックの開催日、これも迫ってきておまして、7番議員からもお話ありましたけれども、ちょうど昨日はオリンピックの象徴とも言えます聖火が我が町を走ったということであります。東京オリンピック・パラリンピックについてはいろんな議論が今なされております。今後どのようにしていくのかと見守っていききたいなというふうに思っているところです。それで、先月の25日からいよいよ我が町でもワクチンの集団接種、これが始まりました。順調に推移をしているようであります。我が町では予約制は取らず、集落ごとに接種日を指定しての実施でありまして、大変好評を得ていると聞いております。集団免疫獲得へのスタートとして、まずは65歳以上の方々への接種が本当に無事に終わってほしいなというふうに願っております。それ以降の予定については、通告によりますとあしたの10番議員による一般質問がありますので、そちらのやり取りを聞きたいなというふうに思っているところです。何はともあれ、ポストコロナへ向けて確実に前に進んでいるように感じているところです。

確実に前に進んでいるといえば、高速道路、これもしかりでありまして、ご存じのとおり令和2年12月に遊佐比子インターチェンジまで道路が開通いたしました。供用が開始をされております。いよいよ我が町にも高速道路がやってきたわけでありまして。また、令和5年度には遊佐島海インターチェンジまで、また令和8年度には秋田県境を含む全線が開通という予定であります。これ発表されております。これによって、特に車での移動というのは格段に利便性が増すということがもう予想されるわけでありまして。先ほどちょっと話しましたがけれども、ワクチン接種が進むことによって集団免疫がだんだんできると、楽観的なものかもしれないのですが、少なくとも現在よりは人流、これはやっぱり増えるのではないかなというふうに考えています。コロナ禍以前のように気軽に海外へという、以前のようにそういうところまでいくにはまだしばらく時間がかかるのかなというふうには思いますし、これから、これは世界的なことありますので、世の中がどうなっていくかにより確定できないところはありますけれども、少なくとも国内の移動というのはしやすくなるのではないかなというふうに思うわけでありまして。今までは、国は海外からの観光客の増加に力を入れた政策を取ってまいりました。これが、感染症によって本当に厳しい状況になっております。今後は国内の需要喚起、これに国はかじを取っていくべきなのではないかなというふうにならちょっと考えたりするわけでありまして。

ちょっと話がそれましたけれども、これコロナ禍以前の話でありますけれども、高速道路が通るということで先ほど話した移動が便利になるということによって、いわゆる単なる通過する町、通過の町になら

ないように、また逆に便利になることによって人がどんどん出ていくという、いわゆるストロー現象ですけれども、そういったことが起きないようにということでインターチェンジに隣接した休憩施設、遊佐パーキングエリアタウン整備に向けた基本計画、これが平成28年3月に策定をされました。少し具体的に言うと、先日も視察我々行ってまいりましたけれども、現在工事を行っている丸子集落付近にできる予定の遊佐鳥海インターチェンジ、これに隣接する形で、これはちょっと基本計画の引用なのですが、鳥海山観光及び環鳥海地域の農水山村のゲートウェイとして産業観光の発信、連携、発展拠点となるパーキングエリアを整備するというものでございます。さきの令和2年3月の第534回定例会において、10番議員よりそのことについては主にアクセス道路と施設の規模などについて質問のやり取りがされました。パーキングエリアそのものの施設整備については、全線開通予定の令和8年度を見込んでいるとの話を聞いておりますが、しかしその前に先ほど申し上げましたけれども、令和5年度に遊佐鳥海インターチェンジまでは開通ということであります。一般的な高速道路でいうと、サービスエリア、パーキングエリアありますけれども、本線からスムーズに入ることができます。遊佐パーキングエリアタウンも、ぜひそういう形で何とか本線からスムーズに進入できることがやはり望ましいのではないかなというふうに思います。より具体的に言いますと、要は一般道に一回出ないうちに進入できないかということなのでありますけれども、そういう視点からアクセス道路も施設の一部として一体的に考えていかなければならない非常に重要な部分であると考えています。このようなことを踏まえまして、現段階でどのような施設整備をイメージしているのか伺いたいと思います。

新たな道の駅としての整備を目指して、道の駅の現在の在り方として、今現在第3ステージと言われておりますが、地方創生、観光の拠点として位置づけられております。ポストコロナの時代、先ほど来言葉が出ておりますけれども、持続可能な地域になることを願って壇上からの質問といたします。よろしく願いいたします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、パーキングエリアタウンの現状はどのような状況かという質問が1番の本間知広議員から出されました。答弁をさせていただきます。

日沿道整備につきましては、昨年の12月13日に酒田みなとインターチェンジ―遊佐比子インターチェンジが暫定供用され、令和5年度に遊佐鳥海インターチェンジまでが供用、そして令和8年度には秋田県境までの本町全区間が開通の見通しとなっており、東北日本海側の高速ネットワークがおおむね完成することとなります。事業費としましては、令和3年度につきましては遊佐比子インターチェンジから遊佐鳥海インターチェンジ間が39億円、そして遊佐象潟道路県境区間につきましては26億円が示されております。とりわけ酒田みなとインターから秋田県由利本荘市の区間の岩城までの区間はいわゆる直轄整備による無料高速道路となることから、現在の国道7号線の道路交通量のほとんどが日沿道の交通にシフトされることが予想されております。このため、本町としては地域に豊かさをもたらすツールとしての高速道路でなければならぬの思いで、日沿道開通に合わせて令和8年度の開業を目指し、遊佐鳥海インターチェンジ付近に新たな道の駅として遊佐パーキングエリアタウンを整備する計画としております。遊佐鳥海インターチェンジの開通見通しが令和5年度に迫っている中、道の駅整備に当たり、平成28年3月策定のパーキングエリアタウン基本計画の中で掲げました道の駅を利用しない高速道路利用者の利便性も考慮した上

で、インターチェンジからの道の駅にアクセスをする際の利便性を重視した接続方法について、日沿道の道路管理者である国土交通省及び国道345号の道路管理者である山形県への要望活動や、昨年度について振り返ってみれば月1回程度の行政勉強会を開催するなどして協議を重ね、現在は利便性を重視したアクセス道路の整備について合意形成を図っているところでもあります。いわゆる無料の高速道路からと国道345号、一般道から、両方から活用できるパーキングエリアタウンにしたいという計画であります。

遊佐パーキングエリアタウンは、道の駅登録要綱にある道の駅に求められる機能としては休憩機能、情報発信機能、地域連携機能に加えて、災害時の迅速な対応を行うための防災機能が一体となった施設として、道路利用者だけでなく、地域住民も身近に利用でき、地域に豊かさをもたらす施設を目指しております。地域に豊かさをもたらす施設整備を推進するためには、今年度は国の補助事業を活用しながら施設の採算性の整理や管理運営方法についての検討を進めることとしております。また、今年度より行政内部だけでなく、民間の外部委員を交えた遊佐パーキングエリアタウン計画推進委員会を設置し、先日6月2日には第1回目の会議を開催したところであります。基本計画を策定し、道の駅の大まかな構想はできているわけではありますが、具体的な中身の検討はまだこれからであると認識をしております。会議での大いなる意見の交換を期待しております。令和8年度の開業を見据えると、あと5年ほどの余裕はあるということですが、スケジュール管理をしっかりと把握し、今が事業を加速させる重要な時期と捉え、迅速かつ丁寧に計画推進に取り組む必要があると考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 大まかな構想はできていると、まだ中身の検討についてはこれからだというお話でありました。先ほども申し上げましたけれども、ただしというのか、令和5年度にはいわゆる取付け道路、これがもう先にできるということでありまして、そこについてちょっと再度お聞きをしたいと思います。

答弁では、インターチェンジから道の駅にアクセスする際の利便性を重視した接続方法という文言であるわけですが、基本計画に載っている文言をそのまま載っております。また、プラスで今回その整備へ向けて合意形成を図っているところが付け加わっているところかなというふうに思います。ちょっとごっちゃになってしまうので、なかなか整理つかないところもあると思うのですが、高速道路的に言うと、取り付けたランプ、その接続道路でパーキングエリア的に言うと施設に入るアクセス道路、進入するための、これが呼び方が違うのですが、実はこれ同じ道路だということで整理をしていかないといけないわけでありまして、先ほど言った利便性を重視した接続方法ということを実現しようとするれば、今言ったとおり同じ道路を使ってスムーズに入らないといけない。そうでないと、米沢の道の駅ご存じかと思うのですが、一旦高速道路から一般道に出て、信号を曲がってでないと入れないわけでありまして、これがやはりそうではなくて、先ほどちょっと壇上からも申し上げましたけれども、いかに本線からスムーズに施設に進入できるかということが本当に大切なところになってくると思っておりますので、そうしますとまずはその確認がしたいなと思ってちょっと聞きたいのですけれども、基本計画においては特に鳥海山の眺望、これをやはり十分に生かしたいということで道路に対して、道路の東側、秋田に向かって道路に立って右側になりますけれども、そちらに施設を建てるのだということでこれは望ましいと、基本計画



ではそういうふうになっているわけでありまして、そうすると必然的にさっき言った道路については高速道路の東側に延びるのがやはり適当なのではないかなというふうに考えるわけでありましてけれども、いろいろ難しいところもあろうかと思うので、ちょっと聞きづらいところもあるのですが、話せる範囲で結構ですので、町の所見のほうを伺いたいと思います。

議 長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 平成28年3月に遊佐パーキングエリアタウン基本計画を策定しております。その計画の中では、今議員おっしゃったとおり、高速道路の東側に、インターの東側に整備するのがよしとされております。西側ですと、高速道路の盛土によって景観が悪くなるということで、東側ということになっております。今現在は、それに沿った形で計画を進めているところであります。高速道路化の利便性ということでありましてけれども、当然日沿道からの乗り入れ、または日沿道への乗り入れも含めて、また国道345号、遊佐方面から入ってきたり、7号線方面からの利用も考えられますので、それらの皆さんが全て使いやすいようなアクセス道路ということで今検討をしているところです。日沿道からの乗り入れの部分については国の管轄になりますし、国道345号の管理につきましては県の管理ということでございますので、県と国と今合意形成に向けて調整を図っているという状況です。

以上です。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 当初の鳥海インターチェンジのインターについては、都市計画決定を見た道路の形は西側から下りるという形で、一遍345に出てからまた東側に行けないかという計画があった。高速道路、国交省ではその都市計画に基づいて工事をしてきたという経緯がありました。昨年12月に東北整備局の建政部長、佐藤部長が係長3名を引き連れて現地においでいただきました。そのときにちょうど私は計画は計画なのですが、実際は実現するにはなかなかハードル高いのですと当時の部長に申し上げ、今も変わらないでいる部長ですけれども、申し上げましたところ、遊佐町長、交差点協議については事故のない交差点を造ってもらうのが最善だから、やっぱり最善を求めていきなさいというのが1点目でした。そして、2点目の指導が本線に渋滞を招かないような交差点にしないと後で大変な目に遭いますよということを東北整備局の建政部長から教えていただきました。そういう指導ありましたので、町としてはやっぱり当初の計画は計画、だけれどもやっぱり西側ではなくて東回りのほうに接続をお願いしたいということとそれを以降県なり東北整備局にかなりの要望活動をしてきた経緯があります。それは、コンサルをお願いしていた団体等も含めて、図面としてはやっぱり東側がいいでしょうということは何回か申入れを行ってきたところで、やっとその辺の調整について国も県もオーケーしてくれたということで、第1回目の6月2日の会議が開催できたということを思っております。当時は、そこまで町に対してはどっちから入りますかということあまり相談はなくて、国交省で酒田でどんどん進めていたわけですけれども、実際にやっぱり交差点、あそこちょうど吹浦から来る道路と、西側にもしもランプがあった場合は100メートルちょっとの間に交差点を2つか3つ造らなければならないということは、やっぱり交通の安全上はかなり問題ありということ。そして、西側から来た場合の、夏の混雑でいくと、本線まで大体渋滞がつながるのではないのかなということも申し上げましたら、それらについてやっぱりそれは避けるべきだという地方整備局、山形県当局等の大変なご配慮のおかげでやっと東回りという形を理解いただいたというふうに私は

思っています。

以上です。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） 東側での合意形成ということで認識をいたしましたので、ぜひより利便性が高い形での整備を目指して行ってほしいというふうに思います。

それでは続いて、施設のほうの質問をしたいと思います。先ほどもちょっと出ましたが、534回の10番議員よりP A Tを造る、整備するに当たって準備室を立ち上げてしっかりやってほしいというご意見がありました。それを受けた形で、令和2年10月にP A T整備推進室ができました。令和8年度の整備へ向けて待たなしの状況の中ではありますけれども、本当に今日まで彼らも頑張ってきたとっております。もちろんこれから議論しなければならないことは山積みだと思います。例えば施設の規模ですとか、中身ですとか、先ほどもちょっとお話ありましたが、運営方法とか既存の道の駅ふらっとの扱いはどうするかとか、そのほかにもたくさんあるかと思いますが、答弁にもあった地域に豊かさをもたらす、そういう施設にするために、これら一つ一つやはり解決していかなければならないことだというふうに考えています。やっぱりこれからも彼らも含めて、推進室のメンバーも含め、職員も含めてまだまだこの先も頑張っていかなければならないのだろうなというふうに思うわけですが、その一つの答弁に遊佐パーキングエリアタウン計画推進委員会を設置、6月2日に第1回目の会議ということであります。当然先ほど私が話したことなど、答弁にもありました協議をしていくと思うのですが、委員会としては最終的にはどういうことをこの先目指していくのかということをやっと伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 推進委員会ですけれども、任期を2年間として、令和5年の3月としております。基本的にはパーキングエリアタウン基本計画がございますけれども、その改訂版を作成するというのではなくて、この委員会の名前にも推進とありますので、なるべくその計画を進めていく内容で検討していただきたいと思っております。ただし、基本計画策定から時間がたっておりますので、中身の内容、周りの状況の変化にもございますので、内容の見直しや追加が必要な項目もありますので、その辺は修正しながら進めていきたいと思っております。それから、これまでのデータとか詳細な予測につきましては、なかなか専門的な数字を出すことができないので、先ほどの町長答弁にもございましたけれども、基盤整備検討調査ということで官民連携基盤推進調査というのを国の補助事業を使いながら行ってきたいと思っております。その結果も参考にしながら、委員会の中で整備方法等についても検討していく予定でございます。また、最終的なところがございますけれども、整備手法の結果にもよりまして、例えば町が整備をするような場合であれば実施計画のような中身、また整備手法で民間の資金を使って、民間の活力を生かしての整備となれば、例えばの話ですけれども、業者選定のプロポーザルかけて業者を募集したりすることになるかと思っておりますけれども、そういった場合の要求水準書のような中身の意見をまとめてもらうようなイメージを持っております。そして、できたやつでその後の整備につなげていきたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） もう少し具体的にちょっとお聞きをしたいと思いますけれども、推進委員会は推進委員会としてあって、そのほかに作業部会的な委員会というのはあるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 計画策定のときにもあったのですけれども、ワーキンググループ的な組織を立ち上げる予定にしております。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） それでは、もう少し分かりやすくちょっと聞きたいのですが、先ほど私が質問をいたしましたいわゆる施設の規模ですとか、中身ですとか運営方法、そういった一つ一つの問題点などはほかのワーキンググループ的なところでのいろんな議論の作業をしながら一つ一つ解決していくという流れになるのでしょうか。ちょっと確認したいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 当然ワーキンググループでつくったものを土台として検討委員会で検討を重ねるということもありますし、先ほどお話しした補助事業で行う調査等も参考にしながら検討を進めることになるかと思えます。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） 町長の答弁にもありました、ちょっと繰り返になります、大まかな構想はできるのだと。ただし、中身の検討ということではそういった今やり取りをしたような流れの中で一つ一つ解決、クリアをしていきながら話を進めていくということで認識したところでございます。ぜひ前向きにいい施設になるように話のほうも進めていってほしいなというふうに思うわけでありませう。

それでは続いて、どういう形で資金調達と申しますか、造っていくかということについては重点道の駅ということについてお尋ねをします。令和2年11月13日に道の駅に関する議員研修会ということで、その研修会でみちのくコンサルタントの高橋専務様より重点道の駅選定についてということでお話をいただきました。いわゆる選定をされることによる最大のメリットというのは、やはり各種補助金制度の支援を受けられるということなのかなというふうに思っております、ちょっとメニューを確認しますと国の省庁ごとに道の駅に関してどのような取組をしていくのかということによるのですけれども、活用可能な補助制度というのがもう示されております。先ほどの話に戻りますけれども、具体的な取組はまだこれから徐々に決まっていく話だということでありますので、今時点でどのような補助を受けられるかはまだ先になると考えるのですけれども、重点道の駅に選定をされるということは、先ほどもちょっと言いましたけれども、パーキングエリアの整備規模、これを考えますと予算的に大きなウエートを占めてくるのではないかなと、結果としてですけれども、そういうふうに思うわけでありませう。それで、現在重点道の駅選定に向けて、町として取組していることがあればちょっとお伺いをしたいなというふうに思えます。よろしくお願ひします。

議長（土門治明君） 佐藤企画課長。

企画課長（佐藤光弥君） 令和2年7月時点で、全国道の駅の数には1,180駅ということになっているようです。その中で重点道の駅というのは、地方創生の核となるような優れた企画があつて、今後重点支援で効

果が期待できる道の駅ということとされているようです。社会資本総合整備交付金事業など、補助事業において重点的に支援が受けられるものだと思います。平成26年度から令和元年度までの応募で、103駅が選定されているようでございます。ただ、今現在その重点道の駅の制度の見直しは、先ほどもありましたけれども、「道の駅」第3ステージ推進委員会というところで検討がされているようです。そういうこともありまして、今現在は第3ステージ委員会の動向を見ながら進めているということになります。ただ、重点道の駅に指定されなくてもいろいろ各省の補助事業等がございますので、そういった補助メニューを見ながら個別の事業、施設等については整備を進めていく予定にしておりますので、重点道の駅のような制度が引き続きあれば、当然それに応募していくということになるかと思っております。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） ちょっと現在見直し等で選定のほうは行っていないというお話でありますけれども、やはり今後どういうふうな形で復活していくのかも見定めながら、応募についても前向きに検討していただいたほうがよろしいのではないかなというふうに思うところでありますので、よろしく願いをしたいと思っております。何はともあれ、これから高速道路ができていくにつれ、こういった事業も一緒になってやっていかなければならない。地方創生ということで考えれば、このパーキングエリアというのはやはり、大きなウエートを占める施設に今後なっていくだろうというふうに思っているところですが、ずっと高速道路がやってくるということから町に休憩施設をということではいろいろと要望活動もされてきた町長だと思いますので、最後そこら辺、これからの施設整備についても所見があれば伺って、私の一般質問を終わりたいと思っております。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 遊佐鳥海インターチェンジ、あそこは藤崎のいわゆる南山から下りていったときにまさに鳥海山が真っ正面で、田園地帯とすばらしい景観が、そして行ってみたいと思われるタウンには絶好の場所だというふうに思っています。今山形県では、鶴岡市が鼠ヶ関にトンネルとトンネルの間にしゃりんの移転等を考えたゲートウェイを欲しいというところと、遊佐町がパーキングエリアタウンの計画を持っている。あとは、新庄市もどうも動きが遅いというか、ないという話でありますので、そして村山市については高速道路を下りてから現在のヤマザワの村山支店の近くに隣接した形でこれを設けたいという形がありますので、現在のところ山形県というのは重点道の駅を目指しているところは鶴岡と遊佐だけという形になっていると思います。鶴岡の市長からは、かつて前の市長から制度がないうちは遊佐町長は話してよと、制度できたら4コーナーを回ったらうちで逆転するからと堂々と言われていましたけれども、鶴岡はもうライバルから脱落、要は開通時期が明示していないということですので、うちのほうが早くなるということ間違いはないと思いますので、いい計画を町民の皆さんと一緒に作り上げて、そしてふらっとで、通常年、去年は売れなかったのですけれども、あそこで5億円以上売るわけですから、おあばちゃんたちの魚屋から直売、直営で。あれをやっぱりマイナスにするのではなくて、もっとプラスを目指して、しっかり先を見据えて愛好される、そして誰もが行きたい道の駅を目指していければいいのかなという思いです。現在基金としてはまだ2億円ぐらしか積んでいないわけですが、できれば私は1年1億円ずつ、例えば決算できたときと年度末という形で5,000万円、5,000万円積み上げれば、年間1億円積み上げればかなりの金額が積めると思っておりますので、まだ計画できないうちは幾らかかります事業というのはまだ言えな

いわけですけれども、それらの基金の準備はしっかり整えていきたいなと思っています。恐らく庁舎よりも大きいプロジェクトになるのではないかと想定をしていますので、そのつもりで基金だけは積んでいきたいなと。そうしないと、次の世代が話ばかりよくても基金もなかったという形でなければやっぱり前に進められないということがありますので、それら等財政運営についてもしっかり将来を見据えた形で進めていければと思っています。国の補助事業については、農水省から、総務省から、国交省から、経産省から、いろんな形の、文部科学省から補助制度を活用しながら、山口県の周南市ではこれでもかというデコレーションの道の駅を合併のときに造って、後消滅した町ですけれども、それを見てきました。山口の人たちは総理大臣もいっぱい出ているけれども、補助金を持ってくるのが物すごく上手だというふうに思っています。国の機関からもそういういろんなつながりを活用しながら、補助事業等の地域への活用をしっかり見ていきたい、このように思っています。

以上です。

議長（土門治明君）　これにて、1番、本間知広議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日6月9日午前10時まで散会いたします。

（午後5時21分）